

平成22年9月9日（木曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

平成22年第3回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（18名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	阿 部 幸 夫 君	6 番	高 橋 利 典 君
7 番	渋谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	小 幡 公 雄 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	西 村 晃 一 君
総 務 課 長	佐 藤 幹 夫 君
企画調整課長	小 松 良 一 君
財 務 課 長	熊 谷 清 一 君
町民福祉課長	安 部 新 也 君
産業観光課長	阿 部 祐 一 君
建設課長	中 西 傳 君
会計管理者	大 友 忠 君
会計課長	佐々木 千代志 君
水道事業所長	丹 野 茂 君
総務管理班長	櫻 井 一 夫 君
教 育 長	米 川 稔 君

教 育 課 長 亀 井 純 君
選挙管理委員会部局事務局長 中 村 寛 君

代 表 監 査 委 員 清 野 精 維 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 高 平 功 悦
主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 2 年 9 月 9 日 (木曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

〃 第 3 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 4 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 5 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 6 議案第 6 1 号 平成 2 1 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 7 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 8 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 9 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 1 0 議案第 6 5 号 平成 2 1 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 1 1 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度松島町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。―――です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、5番阿部幸夫議員、6番高橋利典議員を指名します。

日程第2 議案第57号 平成21年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第58号 平成21年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第59号 平成21年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第60号 平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第61号 平成21年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第62号 平成21年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第63号 平成21年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議案第64号 平成21年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第65号 平成21年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第66号 平成21年度松島町水道事業会計決算認定について

○議長（櫻井公一君） お諮りします。日程第2、議案第57号から日程第11、議案第66号までは、平成21年度各種会計決算に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることを決しております。質疑についても一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしの声あり。異議なしと認めます。

日程第2、議案第57号から日程第11、議案第66号までは、既に朗読説明が終わっておりますので、総括質疑に入る前に監査委員による決算審査の報告をいただくことになります。報告をお願いいたします。監査委員。

○監査委員（菅野良雄君） それでは、私の方から地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された結果についてご報告いたしたいと思います。心の準備不足ということもありまして文章の読み間違い、数字の読み間違い等ございます場合には、後で訂正ということもあるかと思っておりますけれども、その辺のところお許しいただきたいと思っております。

それでは、1ページをお開きください。

審査の対象であります。（1）平成21年度松島町一般会計歳入歳出決算、（2）平成21年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、（3）平成21年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算、（4）平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、（5）平成21年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算、（6）平成21年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、（7）平成21年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算、（8）平成21年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算、（9）平成21年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算、（10）平成21年度財産に関する調書。

第2、審査の方法については、（1）期間、平成22年7月21日から8月6日までです。場所は、監査委員室ほかでございます。手続は、審査に際しては、町長より提出された決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書により、①、決算の計数は正確であるか。②、予算の執行は適切に行われたか。③、財産運営は健全であったか。④、収支の証拠書類等は完備しているか。⑤、工事の事務手続が適切に行われたかなどに主眼を置き、詳しく検証するため、諸帳簿、諸帳票、出納関係書類、その他証拠書類等の提出を求め検証するとともに、関係者からの説明を求め、また必要と認めた被監査先の現場において実施検証を実施をするなど、その実施の把握に努めたところであります。

第3、審査の結果です。予算の執行について。予算の執行については厳しい財政状況のも

と、臨時交付金等を有効に生かしながら、活用しながら忠実に執行されており、適正であると認められます。

施政方針の実行性について。平成21年3月定例会における町長の施政方針に盛り込まれた計画は、大部分が年度内に実施されており、おおむね年度の目標が達成されると認められました。

次ページ、2ページでございます。1、一般会計財政の概要についての表は記載のとおりであります。決算の規模であります。予算現額59億3,164万1,000余円に対し、歳入総額59億1,622万1,000余円。歳出総額57億1,967万2,000余円で、予算現額に対する収入率は歳入総額で99.74%（前年度95.62%）歳出総額での執行率は96.43%（前年度92.00%）となっております。決算額を前年度に比較すると、歳入総額で5億9,373万2,000余円（11.16%）の増、歳出総額で5億9,893万余円（11.70%）の増となっております。1億5,000万円が地方自治法第233条の2の規定によりまして基金に繰り入れられておりますので、平成22年度への純繰越額は4,158万9,000余円となっております。

一般会計につきましては、次の3ページ以降で、税別の歳入状況、そして24ページ以降で款項別の歳出状況が詳述されておりますが、結果のまとめとして36ページに「結び」として記載してございますので、36ページをお開きください。

（6）結び。まず、収入未済額について。平成21年度においては景気回復のおくれから法人税において6,491万7,000余円を還付することになり、厳しい財政運営を強いられ将来の町政運営にも少なからず影響を与えたものと思われまます。

税収が伸びない中、町税分担金及び負担金使用料及び手数料諸収入で収入未済額が1億9,602万5,000余円となり町の財政を圧迫しております。前年度に比較し1,377万8,000余円の増額であり、より積極的な徴収対策を望むものであります。

次に、学校給食調理委託業者の選定方法について。給食調理委託業者の選定については1月入札、3月業者決定という現行のあり方では短期のうちに多勢の技能職員を確保するのが困難という理由で議会の承認を受け、3年間の債務負担行為と位置づけられております。食アレルギーへの個々の対応を含め、おいしく安全で良質な給食の提供を確保するため入札の事前執行についても検討するとともに、長くても2年程度とする委託期間の短縮について検討し、自由競争の促進と委託予算の軽減につなげていってほしいものであります。

予備費の充用についてであります。社会福祉総務費の行旅死亡人の取り扱いに関し流用及び

予備費から充用したにもかかわらず不用額を出してしまっております。予算の支出にはきめ細かい配慮が必要であり、予算の計上段階（補正を含む）でも常に慎重な対応が求められるものであると思われます。

次に、固定資産税への過誤納付分返還と、是正の措置についてであります。過誤納付事実の発覚経過、原因の究明、返還訴求期間及び額の確定並びに期日の設定など、返還措置への対応は相当時間を要したものの、おおむね妥当な取り扱いであったとみなされました。そして、措置の再発防止策として（１）電算システム内容の再確認、（２）金融情報のシステム移行装備の際の重々確認、（３）職員の資質向上と意識強化を上げております。これを機会として、全電算システムのチェックをマニュアルの解析も含め定期的を実施し、一般の事務事業についても過誤錯誤が偶発しているので要綱などを策定の上、定期に点検を実施していくことが望まれます。

諸施設の利用率向上と経費の節減について。町民が利用する各施設の維持運営費は使用料収入を大きく超えております。費用対効果を考えて利用率の向上のための対策と経費節減が望まれます。地域住民サービスのためとの思いからやむを得ない経費と思いがちではありますが、将来においてそれらの経費負担が他の住民サービスの低下に結びつかないように望むものであります。

防災のまちづくりについてであります。平成21年度においてのまちづくり基軸の一つである防災については、災害から町民の生命と財産を守るためとして、①木造住宅耐震診断助成、②避難所指定の集会所の耐震化、③災害用備蓄倉庫新築、④5分団消防車庫新築、⑤6分団消防車庫進入路改修工事、⑥災害対策本部設置機能整備工事など、交付金や助成金を利用し進めた点が評価されます。一方、宮城県沖地震が予測される中で防災対策が重要な問題であることの意識を高めるために、自主防災組織の充実強化を図ることを望むものであります。

次に、特別会計8件について申し上げます。38ページをお開きください。

特別会計（１）国民健康保険特別会計。概要は39ページから42ページに記載のとおりであります。42ページに「結び」として結果をまとめておりますので42ページをお開きください。

結び。平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、加入世帯数、被保険者数とも大幅に減少しております。決算額は、歳入で18億4,348万7,000余円、歳出においては17億9,418万4,000余円となり、実質収支は4,930万3,000余円の黒字となっております。単年度収支白三角1億103万6,000余円に積立金7,106万6,000円を加え積立金取り崩し額4,948万5,000

円を減ずると、実質単年度収支は白三角7,945万5,000円となっております。また、国民健康保険税の収入未済額は、昨年度より211万5,000余円増の2億8,376万5,000円となりました。今後さらに納入督促について工夫を重ね、収入未済額の減少に努力を続けていく必要があると思われます。

(2) 43ページです。2の老人保健特別会計です。これについても45ページに「結び」としてまとめております。45ページをお開きください。

結び。実質収支において262万9,000余円の黒字となっています。平成20年4月からの後期高齢者医療制度に移行され、制度の役目を終了し、月おくれ請求の分、過誤調整分等に対応した平成22年度末までの整理期間に入っている状況です。

次ページ、お開きください。

(3) 後期高齢者医療特別会計です。平成20年4月からの宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり後期高齢者医療制度が開始されました。75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人は後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険料は町が被保険者から徴収することになっています。本年度の決算額は収入済額1億6,051万7,000余円、支出済額が1億4,705万3,000余円となっております。

次ページの右下に「結び」としてまとめておりますので、結びを申し上げます。

平成20年4月から75歳以上の被保険者を対象に新制度が発足し、本年度は実質収支において346万3,000余円の黒字となっております。

次ページをお開きください。介護保険特別会計です。これも次ページ49ページ下段に「結び」として記載しておりますので報告いたします。

平成21年度から平成23年度までの保険料を見直しした結果、実質収支において2,226万5,000余円の黒字となったものの、実質単年度収支は白三角の2,693万5,000余円であります。ひとり暮らしの高齢者、要支援者、認知症高齢者の増員などで保険給付件数、金額とも大きく伸びております。本町で予測される平成26年度の高齢化率は34.3%であり、今後サービス利用者はますますふえる傾向にあることから、利用者がさまざまなサービス内容を事前に知ることができるようなさらなる環境整備の充実が望まれると思います。

次に50ページをお開きください。介護サービス事業特別会計です。これも51ページの下段に「結び」を記載しております。

実質収支においては15万5,000余円の黒字であり、実質単年度収支については4万8,000余円

の黒字でございました。

次のページをお開きください。観瀾亭等特別会計です。これは、次ページの55ページの下段に「結び」を記載しております。55ページをお開きください。

平成21年度本町への観光客入込数は約21万人ふえております。しかし、観瀾亭の観覧料、売り上げ収入ともにわずかであるが落ちております。ボランティア参加による外国人接待など創意工夫を重ね、売り上げ増収になるよう望まれます。臨時交付金を活用し、西行戻りの松公園、白衣観音堂の環境整備、パノラマハウス改修工事などを進めた点は評価しますが、経費に値するようインターネットなど積極的に活用広告し適切な有効活用されるよう望まれます。観瀾亭観光化分室改修基本設計業務委託については三案の有効活用が示されたとのことですが、しかし、実施に当たっては保存の価値観、費用対効果など町民や議会の理解を得て進めるよう望むところです。

次ページをお開きください。松島区外区有財産特別会計です。57ページの下段に「結び」を記載しております。

地区に所在する財産の管理を公益性の観点から町が行っているが、地域の住環境整備等に充てられるようさらなる整理への努力が望まれるところです。

次ページをお開きください。下水道事業会計です。各表についてはお目通しをいただいたと思います。63ページをお開きください。結びを記載しております。

下水道事業は、全体計画366.0ヘクタールに対し昨年度より0.9ヘクタールふえて290.9ヘクタールとなり、整備率79.50%の処理区域に拡大が図られました。繰上償還については、平成21年度2億7,852万4,000余円を借換債として対応しており、利息の軽減額は7,180万1,000余円となっています。全体の水洗化率は1.7%ふえて90.6%となっておりますが、今後も普及対策等を検討しつつ、一層の水洗化促進に努力することが望まれます。

以上が特別会計です。

次をお開きください。64ページです。

3、財産に関する調書です。土地及び建物につきましては普通財産として保有している三小、四小を行政財産、そして区分変更したものであります。土地につきましては、宅地2万8,857平方メートルを減とし、行政財産を2万8,867平方メートルを増といたしまして、この合わない10平方メートルにつきましては個人から寄附されたものと伺っております。

続きまして、建物につきましては同じように普通財産を3,757平方メートルを減とし、3,757

平方メートルを増としております。その他の行政機関の決算年度中の増減高205平方メートルにつきましては、松島町第5分団消防団車庫新築122平方メートルプラス災害用備蓄倉庫83平方メートルをプラスした数が205平方メートルであります。

以上であります。

次、65ページ、有価証券についてであります。これについては変化なしであります。出資の権利につきましては記載のとおりであります。下から9番目、9行目というんですか、財団宮城県地域振興センター66万7,000円の減額ということですが、これにつきましては平成21年度でこの財団を解散した結果によるものと説明を受けております。物品につきましては、記載のとおりであります。債権も記載のとおりであります。基金につきましては積立基金（ロ）運用基金についても記載のとおりであります。黄色い紙を1枚おめくりください。

続きまして、地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された平成21年度各基金の運用状況を審査した結果について申し上げます。

まず、1ページをお開きください。審査の対象であります。（1）平成21年度土地開発基金、（2）平成21年度育英事業基金、（3）平成21年度高額療養費貸付基金、（4）平成21年度特別導入事業基金です。審査の方法につきましては、期間は平成22年7月21日から8月6日までであります。場所は監査委員室ほかであります。手続は審査に当たっては町長より提出された基金運用状況調書によりまして、関係諸帳簿と計数の符合を行うとともに、関係者から説明を求めて審査したところであります。審査の結果は係数は正確であり、設置の目的に従って運用されていると認められました。次ページの土地開発基金につきましては、利子のみの金額異動であります。運用状況、基金繰り出しの状況は記載のとおりであります。

育英事業基金につきましては、記載のとおり基金の状況といたしまして当面の年度当初額2,606万3,928円ありまして本年度増減額が500万円増額し、ともにプラス利子306円をプラスしたものでございまして、年度末現在高は3,106万4,234円となっております。

高額療養費貸付基金は、平成21年度の増減はゼロでありました。

特別導入事業基金につきましては、（1）基金の状況であります。年度当初額226万5,328円。年度の増減額であります。国庫の返還金プラス利子等で白三角31万5,010円でありまして、年度末現在のところは195万318円であります。

今年度、1頭返還によって年度末の頭数はゼロとなっております。

「結び」といたしまして、各基金は改正条例に基づき運用されている状況です。しかし、町

民の需要は時々変遷していくものなので、それぞれの事業目的に応じ、増額・廃止も含め随時の見直ししていくことが必要と思われました。

以上が一般会計と特別会計に対する決算審査の意見であります。終わります。

○監査委員（菅野良雄君）　続きまして、平成21年度水道事業会計決算意見書の報告をいたします。

1 ページをお開きください。審査の概要であります。

1、審査の対象。平成21年度松島町水道事業会計決算。2、審査の期間。平成22年6月22日から6月25日までです。3、審査の場所。監査委員室及びほかであります。4、審査の方法は、審査に付された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計証書、諸書類との照合のほか、必要と認めるそのほかの方法により審査をいたしました。また、経営内容の把握と計数から見た経済性の発揮及び公共性の確保を主眼に審査を行ったものであります。

審査の結果について、事業の経営と予算の執行については、適正かつ効率的に行われ、決算報告書及び財務諸表並びに決算附属書類も法規に定められた様式により、会計諸規則にはかり作成され、適正に処理されているものと認められました。

その細部事項の梗概及び意見は以下のとおりであります。

事業の内容（1）給水配水の状況でございますが、平成21年度末における給水の状況を見るに、給水人口で159人の減、給水戸数で8戸の減となっております。また、総配水量は216万5,592立方メートル、年間有収水量196万4,865立方メートルで、前年度に比し総配水量で8万3,345立方メートルの減。有収水量で5,066立方メートルの減となっておりますが、有収率は90.73%で前年度比3.14ポイントの増となっております。

次ページ第1表は記載のとおりであります。

（2）経営成績。（イ）収益的収入及び支出。収入について見ると、予算総額6億5,582万4,000円に対し、決算額は6億5,767万8,000余円で、予算額に比し185万1,000余円の増となっております。支出については、予算総額6億1,379万3,000円に対し、決算額は5億9,270万5,000余円で、執行率は96.56%となっております。支出総額を前年度と比較してみますと、水道事業費用では203万2,000余円の増となっております。これは企業債の繰上償還によって支払い利息の減少はあるものの受水費や減価償却費が増加しているためでありまして、決算の結果損益計算書に示すとおり、当年度純利益は5,860万1,000余円となり前年度純利益6,339万3,000

余円に比し479万1,000余円の減となっております。

第2表①、第2表②は記載のとおりであります。

第3表未収金額であります。平成21年度の調定額は6億1,522万7,762円ありますが、収入額が5億9,505万442円であり収入未済額が2,017万7,320円となっております。

5ページをお開きください。

過年度未収金額でございます。以上のように記載されておりますが、平成15年度中段であります、この欠損額3万3,850円につきましては滞納者の破産通告によるもので不納欠損としたものという説明でございます。

6ページについては、お目通しをください。

7ページ。

(ロ) 資本的収入及び支出。収入額が221万7,000余円に対し、資本的支出額に不足する額3億2,433万4,000余円は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金取り崩し額及び過年度分消費税資本的収支調整額で補てんされております。第4表の①、②は、記載のとおりであります。お目通し願います。

8ページで。建設改良の状況であります。本年度も漏水対策及び安定給水を図るため、配水管の布設がえを初めとした配水管などの効率的整備などにより、有収率の向上対策などを講じております。

消費税及び地方消費税につきましては、本年度の課税売り上げに係る仮受消費税は3,114万余円で、仮払消費税2,568万1,000余円であります。本年度分消費税及び地方消費税納付額は545万6,100円となっております。

利益剰余金であります。本年度は前年度に比し、5,971万9,000余円の減となっております。これは資本的支出の不足分として減債積立金の取り崩しなどによるものであります。

負債であります。負債にあっては、固定負債は763万8,000余円の増、流動負債は2,912万余円の減となっております。

資本であります。資本金にあっては、借入資本金（企業債）を1億9,500万8,000余円ほど減少したものでありまして、自己資金資本金は減債積立金取り崩し相当額が増加したためであります。

次ページをお開きください。

第5表は記載のとおりであります。

経営の分析であります。平成21年度の損益計算書並びに事業収入、事業費用に関する調書などにより分析してみると、事業収益については主に給水収益が減となったものであります。これは、水道料金収入が減少したことによります。

事業費用においては、受水費及び減価償却費の増加はあるものの、支払利息が減となった結果、水道事業収益が水道事業費用を上回ったことにより、純利益が生じております。今後も経営の合理化、効率化には、一層の努力が望まれるところであります。

次ページは記載のとおりであります。お目通し願います。

11ページをお開きください。

審査の所見であります。

1、水道事業の実施・財政の状況についてであります。事業収益については、給水人口、給水戸数の減少、さらには町民の節水意識の向上やホテル、旅館などの温泉水利用により使用量の減少があり、水道料金では前年度比166万5,000余円の減収で6億1,522万7,000余円となりました。事業費用については支払利息が減少となりましたが、広域水道との契約上受水量が増加したことによって、受水費が325万9,000余円増額となるなど水道費用全体で昨年比203万2,000余円の増額となっております。その結果、今年度の純利益は前年度比479万1,000余円の減額の5,860万1,845円となったものです。

2、安定供給のための建設改良工事について。漏水調査や水質検査、定期的なメーター交換などを実施し、正常な水の供給を図っています。建設改良工事については、総延長2,062.22メートルの配水管布設がえ工事、老朽化改善のために海岸減圧弁更新工事、加圧式給水車の導入など災害対策を図る一方で消火栓設置工事3件、その上次年度以降に向けて二子屋浄水場係計装設備等更新設計業務委託などの、総額1億2,014万2,000余円の決算額となり、適切に施行されていたものです。

3、収入の確保と未収金について。現年度分の水道料金収入額は、5億9,505万余円で収入率は96.72%で前年度を若干上回っております。未収入額は2,017万7,000余円で、前年度より2.56%程度減少しております。未収金の減少については、業務委託者の活用及び職員による電話の呼びかけと直接訪問による督促の効果によるものと思われます。しかしながら、未納者の数は過年度を含め相変わらず多いのでさらなる未納対策を検討し、引き続き徴収実績向上のための努力を続けられたいと思います。

4、企業債残高の推移と水道料金のあり方について。平成21年度は繰上償還も含むと1億

9,500万8,000余円企業債の返還を実施しており、平成21年度末の未償還残高は2億3,773万6,000余円となっております。これは平成19年8月7日付総財チ第197号通知「公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」に基づき3年間時限の償還計画を完全に実施した結果によるもので、すなわち平成19年度1億5,599万5,000余円、平成20年度7,369万6,000余円、平成21年度1億6,088万3,000余円の計画を全うし、この結果3年間で、利子の軽減8,947万2,000円を取得しております。これは、公営企業経営の見地上財政計画の健全化の展望が開かれたものであり、ひいては県企業局、広域水道により、受水量及び料金の引き下げに対応することができ、平成20年度から水道料金の引き下げにつながる大きな要因となったものと思われます。

5、企業会計の円滑な運営。企業、公営企業においては資産、資本及び負債の増減及び移動をその発生事実に基づき適正な区分もしくは基準に従って常に整理しておかなければならないとされております。しかるに、水道事業会計の電算処理の過程で支出の戻し入れに係る誤表示が失態し即刻修正できない事例がありました。経理の要領、操作マニュアルを再度詳細に熟知し、作業手順を遵守してさらなる適正実施に努められたいと思います。

所見は以上のとおりであります。次ページからは決算審査資料ですので、お目通し願います。

以上で、水道事業会計決算審査の意見の報告を終わります。

○監査委員（菅野良雄君）　続きまして、財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書の報告をいたします。

既に町長が報告しておりますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第2項及び第22条第1項の規定に基づき平成21年度決算に係る審査をした結果を報告いたします。

1枚、2枚、3枚目ですか、を見てください。

1、審査の概要であります。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2、審査の方法は、期間は平成22年7月29日であります。場所は第1委員会室に設けて行いました。

3、審査の結果。（1）総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。表は

記載のとおりでありまして、米印①と②については実質赤字額または連結実質赤字額がない場合はなしで記載されております。

(2) 個別意見。①実質赤字比率について。平成21年度の実質赤字比率は早期健全化基準の15%を下回っており黒字となっております。連結実質赤字比率は平成21年度は、早期健全化基準の20%を下回っております。実質公債比率については13.8%となっており、前年度比で0.3ポイントの減、早期健全化基準の25%を下回っております。将来負担比率については84.0%となっており、前年度比11.7ポイントの減、早期健全化基準の350%を下回っております。

おめくりください。(3) 是正改善を要する事項。おおむね健全のうちに推移しているものと認められました。

平成21年度観瀾亭等特別会計経営健全化審査意見。

1、審査の概要。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2、審査の方法、期間は平成22年7月29日。場所は第1委員会室であります。

審査の結果、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており資金不足は生じていないものと認められました。

おめくりください。下水道事業特別会計健全化審査意見であります。

1、審査の概要、審査の方法、結果については同様であり、資金不足は生じていないものと認められました。

次に、水道事業会計経営健全化審査意見書であります。

審査の概要、審査の方法、審査の結果については同様でありました。いずれも適正に作成されており資金不足は生じていないものと認められました。

以上で、財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告を終わります。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 監査委員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

それでは、監査委員の決算審査報告が終わりましたので、各種決算について総括質疑に入るわけですが、ここで皆さんにお諮りをしたいと思います。議事進行上ここで休憩をとりたいと思いますがご異議ありませんか。再開を11時5分といたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時05分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

各種決算について総括質疑に入りたいと思います。質疑をなさる方は、質問席に登壇の上、質問願います。

質疑を受けます。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 14番片山でございます。

今回の平成21年度の決算を踏まえての総括質疑に入らせていただきたいと思います。

まず最初に当たりまして、決算審査に当たっている清野代表監査委員、そして菅野監査委員さんのご労苦に対し厚く敬意を表するところであります。

さて、ただいま決算内容等について監査から報告あったわけでありましたが、これについて町長は平成21年度を踏まえて予算執行状況についてどう評価したのか、その辺をまず第1点としてお聞きしたいと思います。

また、その内容等について約7点ほどに分けておりますので、その件についてお伺いしたいと思います。

まずもって実質年度収支であります。2億4,739万6,000円余りを取り崩した当初予算でもありましたが、約2億円弱の実質の赤字ではなかったのかと。これについてどう考えているのか。

また、少子高齢化に伴い人口減少にもよる財政見通しをどう考えているのか。

次に、この成果表の中で、職員の資質や政策能力を高めるために研修等を実施した結果どう評価したのか。職員に対してどのような評価をされたのかを伺いたいと思います。ただ、今回の実質の町の町長からの当初の提案理由説明書を見てみますと、何をしました、やりました、そのような結果だけがずっと出ておりまして、その内容についてはどう評価したかということは出ていなかったものですから、これについて伺っているわけであります。

それから、議会の対応であります。議会運営の活動を町長はどう評価しているのか。

次に、去年児童手当、子ども手当支給について評価はどう思っているのか。継続していつているわけでありましたが、この取り扱い等について町長自身として児童手当、子ども手当支給等についてどう考えているのか確認したいと思います。

また次に、町の外郭団体であります。補助団体であります。この予算措置について、町長は

団体の育成についてどう考えているのか。

次に、観光についてであります。観光協会と連携して各種イベント等を実施し、観光客の誘致に努めたというふうになっておりますが、この中ではかなりのイベント等もやってきたわけですが、今後の観光のあり方をどう考えているのか。

次に、使用料であります。住宅、町営住宅管理運営等について今の松島町の住宅管理運営等はどう考えていくのか。これからの考えをどう思っているのか。

次に、下水道の状態、決算の内容であります。下水道等については、大体90.6%の普及率だと言われておりますが、その中での下水道の未設置の推進についてどう対処してきたのか。その点が成果表には出ておりませんので、この設置設定の推進方はどう考えているのか。このことについては松島町は環境のリフレッシュ事業で進められた下水道事業でありまして、積極的な推進が必要だと思うので、この件についてお伺いするわけであります。

次に、最後になります。区有財産についてであります。区有財産土地貸付料についてですが、松島町での区有財産貸付についての内容、この内容の見直し等をどう考えているのかをお伺いして第1回目の質問を終わります。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 平成21年度の決算全体でどう評価、事後評価するのかということでございますね。平成21年度当初予算を組ませていただきまして事業を計画したわけでございますけれども、その中で防災関係のハード整備なんかについては当初目的どおりでありますし、また住民の方々のためになったのかなというふうに思っておりますし、またその他もろもろいっぱい项目的にはあるわけでございますけれども、先ほど監査委員さんからもご意見いただきましたとおり、全体としておおむねうまくいったのではないかな、いけたのではないかなというふうな全体的な印象を持っております。

また、次に研修、職員の研修のお話が出ました。研修につきましては、できるだけ各セッションごとに効果のある研修ということ考えているところでございますが、定常的な研修プラスアルファ程度だったのかなということ思っておりますし、理想的にはもっと資質の向上を図るべく研修を今後ともやっていく必要はあると。創意工夫を凝らした研修が必要なのではないかなという気持ちではおります。

それと、子ども手当の件でございますけれども、子ども手当につきましては国の施策でございますので、国の施策を町民の方々にきっちり反映させるといいますか、実施していくという

ことが町に課せられた課題だと思いますので、そういう点について滞りなく施行できたのかなと思っております。

また、補助、各種団体の補助というお話でございますが、これはこれまでの経過の中で町の財政そして団体育成の方向ということで決まってきて、これまでの中で決まってきた形態があるわけですので、それについて特段大きな変更は加えていないわけですが、今後重点的な施策、それから団体に対するかかわり、そういう中では今の制度システムを変更しないというわけではないと思いますが、当面はこのままの形ということで、そう大きな誤りはないのではないかというふうに思っております。

次、観光客の誘致について今後どう進めるのかということでございますが、観光につきましては、行政と観光業者の方々、そして松島町の町民と、おのこの役割といいますか、貢献する分野というのがあるのかなと、つまりおのこの役割分担みたいなものがあるのではないかなというふうに思っているわけでございます。それで、行政の役割としてはそれでは何なのかということですが、観光のあり方についてどういうふうに進めていくのかというような、目標というか計画というか、そういったものをまずお示しすることは全体として行政の役目かなと。そしてあとは観光に関するインフラ整備が主となると。そしてあとは、サブといいますか、支援的な措置として観光業者の方、そしてまず住民の方々のそういう活動に対しての支援というようなことが枠組みになってくるのではないかなというふうに思っております。

今後松島町の観光のあるべき姿はどうかということで、観光に関する計画を、今年度立てているわけではありませんが、来年度以降立てていかなければいかんというふうに思いまして、今年度についてはその観光振興についての課題の整理等内部で行っているところでございます。

私、何度か、観光関係のところでお話ししたこともあるんですが、私としては国際化とそれから地産地消、そして松島の歩行系のネットワークといいますか、そういった整備がポイントになるのかなということで考えております。国際化にはご存じのように中国での旅券自由化といいますか拡大も含めまして外国から、特に中国から東アジアからのお客様というのがありますので、そういった方々に対する対応、それとミシュランで、フランスで有名になったようでした松島にフランス人の方随分多くいらっしゃいます。フランスを初めとするヨーロッパの方々ですね。そういった方向、それとロシアとの連携提携というのがありますので、そういったヨーロッパ関係の方でもネットワークを通じながら離れないでやっていくというような

ことかなというふうに思っております。

あとは、地産地消につきましては、これは全国的によく言われることでありますけれども、松島でも活動が活発でございますので、特に松島の第1次産業と観光を結びつけるというようなことを住民の方々、民間の方々ともに行政の方でも手を携えていくというあたりが松島町の産業振興にもつながるのかなというふうに思っております。

歩行系ネットワークの話ですけれども、これはずっと思っているんですが、松島海岸というのはそもそも歩行系の観光地なんですね。歩いていける範囲が結構、そういう範囲での観光地というふうに位置づけられるのかなというふうに思っておりますが、プラス離れたところにもありますので、それで2次交通の話もあるかというふうには思うんですが、基本的には歩行系の整備ということが役割として大きくなっていくのではないかと。それは観光客の方々来られたときに観光客の方々の志向、歩きたいとか、あとは年齢的なところで例えば団塊の世代がたくさんいらっしゃる場合、その方々のお好みというのは歩行系に行くとか、そういったこともありますし、また45号だけでつながっているようなところをもう少し面的に回遊していただくことによってもっと広がるというふうなこともありますので、そういったことを考えています。ちょっと観光の話題になりました。

次に、町営住宅を今後どうするのかということでございますが、町営住宅、確かに老朽化しておりますして中に入っている方々、また需要というんですか、そういったものもきっちり把握しながら今後考えていかなければならない問題ではございますが、当面中に入っている方々とかそのご希望もありますので、住宅の補修、必要な補修、改修等についてはやるべきところはやっていかなければいけないし、ただ、町営住宅をもっとふやしていくというようなことについては日本全体としてもそういったお声ありませんので、現有の戸数で対応していくのかなというふうに思っております。ただ、これもまた定住化の話が出たときに町営住宅という考え方も議会からも出ておりました。また、私もある意味ではそういったことが定住化に益するものがあるかもしれないなということで、そういったことも含みながら今後考えていきたいなというふうには思っているところです。

次、下水道につきましては、今整備工事進めておりますので、今の形でもって進め淡々といいですか、ある一定のところまでは進めていくと。ただ、そこから先に行きますと、区域のとり方、設置する場合の距離の問題とかいろいろコストの問題もありますので、その辺はそのときの状況を踏まえながらそれ以降の整備を考えていくのかなというふうに思っております。

計画戸数に対する処理済戸数の比率というんですか、それがちょっと松島町はほかに比べて低いので計画戸数のとり方、処理区域のとり方等が妥当なのかどうなのかということもちょっと今考えているところなので、その辺もですね、今後少し詰めていきたいなというふうには思っているところです。

次は、区有財産の内容の見直しにつきましてはこれまで議会でも議論がございまして、こちらでも答弁させていただいておりますけれども、望ましい方向というのは、やはり一定方向であるのかなというふうには思っておりますので、そういった方向でこれまでの議論の延長上でないときには検討なり作業なりを進めていきたいというふうに思っているところです。

それとまた、議会運営についての意見を求められましたけれども、議会運営、そちらにつきましては私といたしましては余りコメントをすべき内容ではないのかなというふうに思っておりますけれども、また議会の方々が住民の方々に入ってお話をし、住民の方々の意見を聞き議会の考え方を説明していくというようなことは大変大切なことかなというふうに思っておりますので、今後とも議会の方々のご努力といたしますか、ご健闘を期待するところでございます。

○議長（櫻井公一君） 少子化での財政見通しが、あと単年度収支が実質の赤字になるというのは。それでは片山議員。

○14番（片山正弘君） まず、第1点、ここから1問1答で。

○議長（櫻井公一君） 1問1答でお願いします。答弁漏れもあったようでありますけれども、よろしくをお願いします。

○14番（片山正弘君） ではまず、答弁漏れ等について予算執行状況については監査委員さんの報告等の中であつたのでということで省略されたのだらうと、そのように思うわけですが、まずもって実質単年度収支の中で今2億4,000万円強のお金を取り崩して財政の予算措置をしたわけであります。しかしながら、最終的には2億円弱の赤字ではないのか。こうなつたときの少子化が伴い、また人口減少に伴った財政見通しは町長としてどう考えているのかというふうに私は聞いたわけであります。それだとすれば企業誘致なのか今の段階でもう少し地元の企業を活性化させるための模索とか、何かその辺の考えはあつたのかどうか。まず、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 財政について全体的なことでございます。

当初私が町長になつたばかりのとき、片山議員からどうなんだと、大丈夫なのかと、今の財

調何年もつんだという話になりまして、3年たてばゼロになるというふうな話をしましてこれは大変だと、私も大変だと思ったわけでしたがけれども、結果的に今年度当初、そして補正も入りますと財調ふえるような形になっておりますので、いろいろな経過はあるんでしょうけれども、ある程度こういう財政運営をしていけば危機的な状況に陥ることはないというふうに判断はしております。住民の方が、町民の方々から税金をいただきましてそれを使って、町民の方々のために使うということからすると黒字も実は望ましくないということがあるのかもしれませんが、財調につきましてはある一定の規模のものがないとやはりさまざまな障害が発生しますし、またもしものときどうするのかということもありますので、財調についてはもうちょっとふえてもいいのかなというふうには思っております。

今年度といたしますか、これまで私が財政を見てきた範囲の中でさまざま運営はさせていただいていますけれども、結果として事業も十分、十分といたしますか、これはある一定の範囲ということがあってしょうけれども、考えていた事業もまあまあできましたし、お金につきましても赤字ということではなくて財調の取り崩しも結果としてみれば財調ふえているということなので、この形でやっていくとまずまずはいいのかなというふうには思っております。

また、予算編成上、財調を取り崩す形での予算編成をするということは、これはあることでございまして、結果として出る収支ということで最終的に見ていただければいいのかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） まず、今回の人口の減、そして高齢化が進む中で新たな人材が、松島町に在住する若い方が住まなければ、おのずとして税収は下がってくるんだろう、そのように思うわけです。それに伴って企業誘致等も進んでいないというのが現状でありまして、その中で唯一松島町の一流企業であります東京エレクトロンの松島ですか、この会社がもしかすると大和の方に集約されるのではないかとというふうに予測をされている中で、新たな財源等が今回の決算の中でも予定納税を返さなくちゃいけないというような状況も踏まえてみますと、これからの松島町の大きな歳入というのは望めないのではないかと。そしてまた、少子化等の中でも高齢化率が約30%にもなってしまうだろう、そうすればおのずとして費用増は町としての負担は多くなってくる、入ってくるお金は少ない、そういうことを含めますと本当にこれで財調を取り崩していったいいの。しかしながら、財調を取り崩していきながらも赤字ではない、単年度収支ですから黒字になりますから、何とかやっていますよという町長の話ですけれども、ただ

し、今の状況等踏まえますと将来に不安を感じるのは事実であります。ですから、この辺についての町長として事業展開、新たな事業展開しなければ借金はふえないわけですから、おのずとして公債比率は下がっているとなってくるんだらうと思いますが、私としてはこの企業誘致、東京エレクトロンを含んだ跡地の利用等について積極的な推進がやはり必要なのではないかというふうに私は思っているわけでありますので、この辺についての積極姿勢をどう見ているのかをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 企業誘致につきましては、今年度の事業のご説明とか予算の中でも説明はさせていただいているつもりなんです、松島町の定住化というふうな話の中で企業誘致そして住民誘致の方向を考えていくということで作業は進めているつもりでございます。企業誘致につきましてはエレクトロンの不安は確かにございます。一方では、宮城県の都市計画の中であの周辺については工業用途、流通業務用途ということで認めていただきましたし、また宮城県の方でも松島町の企業誘致については十分考えていくよというふうな話はもらっています。ただ、宮城県ですから、宮城県全域のところの面倒を見る必要があるわけなので、ほかのところはなしで松島町だけというふうにはなかなかいかないとは思いますが、そういう中でも県の上層部とも話をしておりますし、例えばエレクトロンの件ですけれども、エレクトロンの件につきましてはもしくは松島町のあそこの工場が移転するということになれば、宮城県としては最優先で松島町のために頑張るぞというようなお答えもいただいておりますので、確かにここ2年、3年するとどうなるかわからないということはあると思います。そういう不安はありますが、頑張っていかなければいかんというふうに思っています。

あとは、税収がふえていかないのではないかとすることはそのとおりでございますが、それについても定住者の方々がふえる、そしてその定住者の方々のための店舗がふえていく、商業施設がふえていくというふうなことでシナリオとしてはプラス方向ということで考えております。ただ、1年、2年ですぐそういうふうな結果がなかなか出ないというふうに思いますので、5年、10年というレベル、スパンで物事を考えながらそして1年1年をやっていくというようなことで考えております。今企画調整課の方でもそういった作業をしておりますので、そういった作業を見ていただきながら、なおさまざまご助言、ご協力いただければ幸いというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 積極的な推進方だけはしていただきたい、そのように思うわけでありま
す。しかしながら、仙塩都市構想の中に松島町が加わったというふうになったわけでありま
すが、その中で工業用地等の指定も受けているというふうなことでありますが、実質的に大和に
してもどこにしても既に工業用地は既に造成済みのところに新たな企業が来ているわけであり
ますよね。まだ、松島町の場合は工業用地の指定を受けたとしても全く未整地の状態でありま
す。じゃあ今、あえてここにある一流の企業が来るというときに松島町手を挙げたとしても、
さらに時間がかかってしまうのではないかという懸念をするわけでありま。本当に工業用地
指定を受けてこれからの企業誘致するのであれば、積極的にそういう未利用地の整備をし、ど
うぞ来てくれというふうなやはりトップセールスになるべきではないのか。私はそう思うの
で、この辺については今後の決算を踏まえて町長は積極的な推進方を望みたい、そのように思
います。

次に移ります。職員の資質向上の政策能力を高めるための研修等を実施した結果のこの成果
表の中には出ております。しかしながら、町長として実際に職員がこの成果は、研修の成果は
望めたのでしょうか。実際に町長として、総括としてよかったと、本当にこれで住民にサービ
ス向上につながった、職員の資質向上につながったと思いますか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） ここで行っています各種研修につきましては公務員のための一般的な研
修ということではありますが、一般的だから効果が出ないのかということそれがそうではないんで
ありまして、公務員として必要なことを研修するわけですので、これは直接的な形で住民の方
へのサービス向上につながっているというふうに私は思います。ただ、その間今までそれが10
だったのが30になるというような話ではなくて、毎日の業務の中でもノウハウの蓄積とかとい
うものが職員の方にたまっていますので、それは確実に町民の方々のためになると私は思っ
ております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） この件につきましては、これからもっと研修を重ねてよりよいサービ
ス向上につながるようにやっていただきたいと。しかしながらやはり、職員も一つはやはりサー
ビス産業の一員だという解釈のもとで住民にやはり接するべきではないのか。窓口サービスに
しても出先にしてもやはり職員の方、サービス産業の一つと思って、公務員という意識プラス
その中にも職員もサービス産業の職だという感じのもとでやはり対応するべきではないの

か。一方的な事務的なだけではなくて、確かに窓口は皆さん大変苦勞されて大変だと思います。しかしながら、今の段階ではそういう面でのサービス産業のような考えで接するべきではないのかと私は思います。

この近隣の市町村の中でも、そうですね、隣町の塩竈市さんなんかですかね。職員の方に聞きますと、やはり職員はサービス産業の一員だよ、それぞれ住民に対して、市民に対して徹底すべきだというふうな教育を私たちは受けていますと言っています。ですから、我が町としてもそれぐらいの、出先機関の中でもきちんとした対応が必要だろうと、そして町民に対し十分な対応をされることを望んでいきたい、そのように思いますが、この件についてどう思いますか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） まさに片山議員おっしゃるとおりでございまして、我々職員につきましてはそういったサービス業の一環であります。町民に対していらっしゃったときにはまずそういった姿勢でもって接する、これは非常に大事なことというふうに考えております。私も松島町役場に参りまして電話対応について各職員に周知いたしまして、やはり受けたときにまず名前名乗ってくださいということでお話を申し上げ、最近はすっかり定着していると思っております。まず、役場にお電話いただければ、松島町何々課何々ですと名前を言うようになってきておりますし、そういったことで職員みずからサービス産業の一員であるというふうには意識改革しているところでございますし、そういった方向で今後とも我々も努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） ぜひそのような方向でこれからも進めていただきたい。ただし、一つお願いでございます。住民の相談室がないんですね。やはりあそこのカウンターだけでのやはり窓口サービスというのは個人情報に関係もあっていかなものかなと私は思っております。ぜひこの辺を含めまして、町民室の中での個人情報等も含めた相談等についての場所をぜひ今後はやっていく必要もあるのではないかと、そのように思いますので、この町民サービスのためにも住民のための部屋をつくる協議というか会議あるいは相談窓口等の整備についてはどう考えておりますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） その点につきましても常に我々も問題意識を持っておりまして、相談

室の必要性について検討したところです。それなどちょうど消費生活相談業務について国からの交付金が参りましたので、消費生活相談室を1階の建設課のわきのところにつくりました。ですので、消費生活以外で相談にお見えになってプライバシーに係る問題ですとか、やはり応接のいすで相談を受けるのには困るような場合は、そちらで相談しておりますのでよろしくお願いしたいと思います

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） よりよい充実を図っていただきたい、そのように思います。

次であります。議会費は町長から述べるものではないというふうにお話をされておりますが、今回の提案理由の中では随分議会費については議会事務局からの報告のような内容がここに記載されているわけでありまして、果たしてこれで提案理由になるのかなと私は思っているわけでありまして、これは議会がやったことであって執行部がここの内容をやったわけでないのに何で評価をここにやったのかなという感じを受けたものですから、議会として、町長として議会の運営活動等についてどう解釈したのかなというふうなこと。それから、議会の運営状況は適正であったというよりもすばらしいものだったというふうに言ってもらえるならいいんですが、その辺についてどう解釈したのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまの提案理由の方に議会費について町長が述べたことについてどうかということでしたが、あくまでも予算執行権者ということで議会費の予算執行について述べたということでございます。昨年度はそこは簡単なもので済ませておりますけれども、やはり議会基本条例に基づいて先進的に取り組まれているというその活動について議案提案理由の中でも触れるべきかなということで、また主要施策の成果、説明書の成果の欄にも出ておりました表現でございましたので、あえて出させていただきました。若干、主語が抜けているのかなというふうにも見受けられたかと思いますが、なおの以降のところに松島町議会はということで、主語が隠れているというふうにご理解いただければいいのではないかというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） わかりました。議会はますますこれから議会基本条例のもとで住民に十分納得いけるような議会活動を進めていくというような方向で進みたいと思っております。

次、子供ですね。児童手当、子ども手当支給がされて、国からの施策だからこれは町長とし

てはこのままで継続してやっていきたいんだというふうになっておるわけでありますが、いかに政府の取り扱いだといっても果たしてこれが地方として本当にいいのかなと。この辺は町長の考えがもし国からの予算措置だからしょうがないと言いながらも今これからの幼保一元化に向けた方向性も国の考えが示されようかとしているところでもあります、今の高城分園について試行的だといって随分なるわけであります。果たして、これを見込み今将来の政府として幼保一元化に向けた方向性も含めますと、高城町の分園等の試行的な取り扱いについて今後の見通し、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまの幼保の関係、高城分園の幼保一元化、認定こども園の関係でございます。試行的に進めているということでございまして今後どうするのかというような質問だったと思います。今後につきましてまさに民主党政権、現在の政権の中で幼保一元化の中で検討されております。その検討、法改正等含まれると思いますのでそういったものを見ながら幼保一元化の方向性で国全体が流れる、そういう動きになっておりますので、その動きに合わせながら実質的な町としての具体策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） 今実際に試行的に進んでいるわけでありますが、法の整備状況によっては松島町も幼保一元というふうな方向に進むということでもありますので、ぜひともこれは早急な改善方法を考えていただきたいと、このように思うわけであります。

次に、町の外郭団体である予算措置についてであります。

各種団体、例えば農業、漁業、観光もある、経済4団体、それにあらゆる大きいものとすればシルバー人材センター等もあるわけでありますが、この各種団体に補助を出しているわけでありますが、この補助の出した団体の決算状況を踏まえて町長はどう思いますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 補助金につきましては従来から、従来からと申しますか、昨年度、一昨年度と金額については変更点が余らないという状況でございます。新たな補助金として温泉組合等への補助金というのがあったかと思いますが、そういう状況でございまして、個々の団体、個別のどの団体ということでお話しされているわけではないので概括的なお話ししかできないかと思いますが、補助金が入らないと実質的に運営ができない団体等があるのかなというふうには思っておりますけれども、町の財政状況も非常に厳しい中でございます

ので、それに対して増額なりという問題はなかなか難しいのかなというところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 私、増額どうこうじゃなくてこの補助団体のあり方についてどうなのかというふうなということなんです。ですから、例えば親からお金をもらって子供がお金持ちになるというふうな状況にも逆ざやになる可能性だってあるわけですから、この補助団体に対してどう決算内容を把握しているのかなというふうに思うわけで、今の外郭団体等に補助の道、そして単なる予算要求だけのもとの予算を執行するのではなくて、実際に決算に当たってその内容が本当に適正に使われて、本当にこれでいいのかという、今国でも仕分けというものが大分進んでいるわけでありまして。そうだとするならばこの辺の仕分けもきちんとしこの漁業に、農業に対してはまだまだ予算が足りないという仕分けが出たならばきちんと予算をつける方向性も必要だろうと私は思うわけでありまして、この外郭団体、補助団体についての仕分け内容等についての精査しているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 各団体からの補助金の申請等があった場合に書類等を精査し、また実績の報告書が出てきた段階で必要があれば実際に現場まで出向きお話を伺い精査しているということでございまして、それぞれの補助事業についてその補助団体が適正な補助金を執行しているということについては全補助団体について確認後補助金を支出しているという、そういう状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 確認をしたということであって実際にその内容が適正であって、問題点はなかったのでしょうか。そして、この分では足りないので町のこれからの団体の育成のためには予算が足りないという状況はなかったのでしょうか。それとも適正だったと判断をされたのでしょうか。それだけもう1回確認しておきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 基本的には、そういった補助金の実績報告書に基づきまして適正に執行されたというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） だとするならば、やはり各種団体等の中でも大変厳しい団体もあるだろ

うと、そのように思っているわけであります。ですから、将来の松島町を考えたときに第1段階としてやはりその辺の内容をきちんと精査すべきである。予算を執行して決算書もらったからといっても実際にそれが本当にその予算執行の内容がきちんとされていたのかということについては、やはり今後も目を通す必要があるだろうと。きちんとやってほしい、適正だと言えればそれまでなんですが、やはり補助団体等についてもやはり予算執行状態についての監査する方向でも町としてもあってもいいのではないかと、そのように思っているわけでありますので、その辺についても今後決算を踏まえて十分に検討していただきたい、そのように思います。

次であります。観光についてであります。観光についてはやはり民間業者と町と一緒にあって観光協会を主体とした各種イベント等を実施してあらゆる誘致に努められてきたわけであります。本当に素晴らしい事業を展開されてきたというふうに思っているわけであります。そんな中で、今後の観光のあり方ということで、松島町の今の観光の受け入れ体制としてまず駐車場、大型バスの駐車場、45号線の渋滞解消。そして冬季間の松島町に来る、町長みずからも車運転するからわかると思いますが、長老坂、あの坂どう思いますか。私自身でさえも冬は通りたくないですよ。そのときに、今の渋滞解消、そして今の冬季間の観光客誘致しようとしたときに、あの長老坂、松島町の海岸の一望できるあの場所から下がってくる場所の道路についてどう解釈していますか。松島町はやはりこれからの駐車場がない、大型バスが一時的に駐車する場所がない。そして今の段階ですと松島湾のセンチュリーホテルの前のところに大型車がとまったり、本当は歩行系だと町長は言いますが、歩いて海岸、松島町湾見ようとしているときに大型バスが海沿いにとまっているのはいかなものかと私は前から指摘をしていたところなんです。そんな段階でこれからの歩行系を考えている町長でありますから、この駐車場問題、大型バス、45号線の渋滞解消、冬季間の除雪等についての考えをまずお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 極めて具体的で、今の問題も表現していただいたのかなというふうに思っております。まず、長老坂の問題については今、あそこ県道でございますので、県の管理ということで融雪剤処理しているわけですが、果たしてそれでいいのかというふうなことは我々も思っているわけですし、もっと何かやってくれよということで県には言っているんですが、ちょっとまだ成果が出ていないので、今後も言っていきたいというふうに思っています。

駐車場については、ご指摘のとおり大型も含みどうも必要なときに必要な場所にならないような面があるわけですね。特に休みの日は足りなくて普通の日がちょっと余しているみたいな、そういう観光地特有の問題もありますが、そういう中で松島町の観光を推進するためにも駐車場の問題というのはもっと考えなければいけませんし、大型も含めて、中心部分も含めて外側の部分、パーク・アンド・ウォークみたいな形になるんですけれども、そういう機能を持った駐車場がもっと必要だというふうに思っております。その一つが県営の浪打浜駐車場ですけれども、有料になってしまったりなんかしている状況もありますね。観光振興計画を考える際に当然ですけれども、駐車場、それから駐車場の案内システムなんかも含めて具体の効果的な方法論というものを打ち出しつつ、それでそれを整備していくというようなことは必要かと考えております。今後、来年とかその次とか何年かかかるかもしれませんが、そういう駐車場整備については確実にやっていきたいなというふうに思っておりますし、また担当の方にも話はしているところです。

それと何でしたっけ。

○議長（櫻井公一君） 45号線について。

○町長（大橋健男君） ああ、45号線。45号についてもこれは私は観光地松島町としては最大の問題だというふうに思っております、その解決策についてこれまでも何度かお話ししたことがあるかもしれませんが、例えば三陸自動車道の無料化、全車でなくても、部分的な無料化を図っていただくとかそういう話もしております。それを受けて県の方でも社会実験とかしてもらったわけですが、社会実験にとどまらずもっと効果的な定常的な方法を訴えていきたいなというふうに思っております。

また、道路についてはこれはほかの町の都市計画事業で申しわけないんですが、利府町の浜田に抜ける都計道がありますよね。ああいったものができたときに流れが変わるかもしれない。それと松島町の方でやっているいわゆる初原バイパスですね。初原通らない初原バイパスでございますけれども、あそこの整備、そしてそこからの延伸というものが進んだときに車の流れ、そしてそのいわゆるバイパス的なものの整備になってくるわけですので、そういうものの兼ね合いから将来的には最低でも45号海岸部については大型貨物の通過、これはなくしていきたいなというふうには思っているわけです。

民主党政権になりまして道路関係についてもいろいろ動きがありますので、そういったものも踏まえながらちょうどいいタイミングごとにいろんな施策なり要望なりをしていきたいなと

いうふうに思っております。できれば土日ぐらいいはあそこは部分的にでも歩行者天国とかというふうなものになるととてもいいなというふうに思っております、そういうふうなものも工夫して頑張っていきたいなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） まず、松島町は観光というのがやはりメインになっているわけであります。そんな中で国際観光都市にふさわしい昔からの課題であります。観光地の真ん中を45号線が通るといえるのはいかなものかということは毎回言われているところでもあります。しかしながら、いつまでもこうしておくわけにいかないだろうと私は思います。そんな中でのやはり45号線の渋滞解消を重点的に取り組む姿勢がまず必要だろうと思います。その中で今シャトルバスの感じにし、大型車を観光客をおろした後に大型バスの駐車するスペースがないと言っていますね。ですから時間ごとに大型バスは移動しているんだというふうな経過がとられているわけであります。実際に観光客の全体の松島町に入ってくる観光客がJRの松島海岸駅を利用するよりもはるかに車の方が多いわけです。その中でも松島海岸駅の整備等はどうか、ちょっと消えてしまったような感じもしているわけであります。この辺もお聞きしたいわけでありますが、そんな中でもやはり駐車場問題は大事だろうと思っているわけであります。できるならば、三十刈の上の方に、できるならばそういうふうな大型バスの駐車ができるようなスペースをぜひ考えるべきではないのか。そして松島町に安心して来られる方の外国から来られている方もすごく裕福な富裕層の方々がたくさん来ているということで、エンターテインメントの中でも松島町誘致運動なんていうもの出てきている状況の中で、そんな中でもいち早くこの駐車場は整備すべきだというふうに思っております。そして歩行系にふさわしい松島町観光地にすべきだと、そのように思っているわけであります。そして歩行系だと町長は言いますが、45号線の双観山から松島海岸までの歩道整備がされてすばらしい道路に、しかしながらいつ行っても草だらけであります。あれが本当に町長は歩行系のすばらしい道路だと思っているでしょう。やはりああいうのも国にきちんと話をしてあそこの草をきちんと取ってベンチなども置いて座って松島町をゆっくり見られるような歩行系にすべきではないのか。あそこには丸太一つの腰かけもないんです。通りに。ですから歩行系だとは言いながらも、この辺45号線にふさわしい双観山まで行く途中の歩道整備なども十分にやっていく必要があるんだろうというふうに思っております。そういう点は全くこの成果表の中には動いた経緯が載っていないのでありますので、質問しているわけであります。

それから冬季間の除雪であります。県に要望しています、県道ですと言いながらも松島町に入るのは三陸縦貫道通ってくるので、そうして高速道路通ってきたときに松島町におりてくるにはあの道路1本しかないわけです。長老坂です。ですから、長老坂から来たとき冬季間にあの道路にうっすら雪が積もった段階であの坂、急なところちょっとつらいです。町長通っていますか、常に、雪降ったとき。通らないでしょう。私もうっかりしてきます。だとすれば観光客は、南の方から来る6号線沿いを通ってきた観光客はこれからふえてくるんだろうと思いますよ。そうなったときに松島町の道路解消等については、観光については冬季間の除雪というのはもっと徹底すべきだろうというふうに思っているわけですので、副町長さんは県の方から来ている、出向されている大事な方ですから、ぜひともこの辺は町長とタイミング一緒になってこの冬季間の解消に十分に力を入れるべきだと私は思っているわけでありまして。この件について積極的な姿勢を望んでいるところであります。この辺について副町長はどう考えていますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） まさに先日も我々庁内でもその話をさせていただきました。やはり、冬季間あの道路、私は車で通勤しないですから、冬場通ってはいないのですが、かなり厳しい状況だと伺っております。まさに議員お話しのとおり南の方から、東京の方、首都圏から来る方々スタッドレスタイヤなしで、普通タイヤで来ている方もいらっしゃる、あの坂だと相当危険な状況だというお話でございます。我々としてもそういう認識でございますので、県に対して積極的に除雪いただくように、通常の除雪とは違って観光のためにもっと回数を多くすべきだというお話をしてまいりたいというふうに考えております。

○14番（片山正弘君） ぜひとも積極的に進めていただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。ここでまだ質疑途中だと思います。一たん昼食休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここで午前の部を終わりまして食事休憩といたしたいと思っております。再開を13時といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き片山議員の質問を受けます。片山議員。

○14番（片山正弘君） 午前に続いて若干聞かせていただきたいと思います。

まず観光費についてであります。残りの1点分だけ聞かせていただきたいと思います。

その中でまず松島町としては地産地消の中で観光基盤強化してきているというふうなことでありますが、今の地産地消のあり方、そして地産地消で本当に納期できる商品等の開発等についての今後の町としての地産地消のあり方についての強化方法はどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、地産地消、先ほど申し上げたとおり皆様のご活躍なさっていて町としても支援しているということでございますけれども、それでは問題ないのかということですが、問題は多々あるというふうには聞いてはおります。例えば、供給量の問題ですね。松島町としての農産物がホテルで必要とするものすべて供給できないとか、それとあとは、例えば供給者の側から言えば生産したものについてはすべからずホテルで使っていただければいいのと言うんですけれども、ホテルの方ではホテルの基準があつてというような問題とか、そういった問題は常に発生するとは思いますが、その辺の調整は町が入ってできるものであればしつつ、よりレベルの高い地産地消そしてそれが観光に結びつくと、そういったことをやっていきたいなというふうには思っているところです。

そして今の作物以外にももっと別なものがないのか、開発がないのかということですが、これも、これまた生産者の方々にざっくばらんにお話する中で何か新しいアイデアが出れば、それを支援する体制を町の方で支援する体制というものを確保していくということができればいいなというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 地産地消といってもなかなか地元の地場産品というのはかなり数に限定されているというふうなところではあります。できる限り、地産地消等に商品開発等についても町が積極的に、農協さん、そして担当者との従事されている農業従事者の、そして地産地消に関与している業者の方との綿密な打ち合わせを通し、よりよい地産地消を進めて松島町のブランドとするような商品開発に努めてもらえれば、そのように思っております。

そして、最後にこの観光問題であります。景観条例等も制定したわけでありまして、松島町の本当に、町長として松島町の観光地の通りに色は何が一番色がいいと感じておりますか。

景観条例をつくって、これから進めようとしている中に色ですよ。建物の色。これをどう町長は考えて進めていこうと思っていますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） その辺になるとなかなか私も力及ばない点がありまして、これというのはないんですが、瑞巖寺周辺においては今も取り組まれておりますけれども、寺の外観といいますか、外装に合わせた白壁にかわらというのがやはり一番なじむのかなというふうに思っております。ただ、海岸通り、国道に面した部分についてすべて蔵づくりがいいのかというところそれは必ずしも伝統を生かしている話にならないので、町屋といいますか、旅籠屋建築というのが昔あったわけでありまして、そういったものもある程度継承しながら茶系統の色とかがいいのかなというふうに思っております。あと、水主町のあたりですとこれまた建物の、伝統的な建物の形というのが土壁、カヤぶきという、そういったものがありますので、そういったものを現代で色形素材というかそういったものがあるのかなと思っております。これは私よりもっと専門家の方々のご意見を聞きながら、そして歴史も踏まえながらかつ地元の方々の意見を聞きながら、どういったものでいくのかというのは最終的には決めるというのが望ましいというふうに思っています。

あとつけ加えますれば、海岸通り、国道沿いで一番問題になっているのは広告物看板等でございますので、看板等についてはある程度伝統的な、例えば木枠の看板を使うとか、のれんを使うとか、そういったものでどちらかというところと色というよりは素材的なところで景観を考えていった方が全体的には統一がとれてきれいな町になるのかなというふうには思っております。原色系統の看板、看板に使う原色系統の色については、これはある程度規制というか、限定的にやった方が整理されたきれいなまちづくりにはなるというふうには思っておりますので、ほかの例を見ましても赤、黄色、青、緑等の原色というのは望ましくないというふうには言われておりますので、そういったものはやはり余り原色系統の色は使わないような、そういうようなデザインを目指していったらいいんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） やはり松島町の景観条例等を制定した以上は松島町の今後の進め方としてやはり建物の色、これはやはり重視されるべきだと私は思います。そんな意味で若干今回新築された民間の方もおりますけれども、松島町らしい景観条例の中での指導体制というのは町にあると私は思っております。しかしながら、相手があることでありますから、十分にこの辺

は協議をされてよりよい松島町の方向性を定めていただきたい、そのように思っております。

次に移らせていただきます。

先ほども町長がお話しになっておりますが、定住促進の意味を含めまして今町営住宅の管理運営等についてということで私は聞いているわけでありまして。この中でやはり若い人は所得が少ないわけでありまして。住むのにはある一定の補助の道等も必要なわけでありまして、これは前から議会の中でいろんな方からも質疑されているところでもありまして、これの若い方の定住促進に当たっての住宅構想を今後はどう考えているのか。今の町営住宅の使用料等の滞納状況、徴収のあり方、そして今の町営住宅の利用されている方の利用状況等を踏まえてこれからの管理運営はどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 以前の議会でもこのようなご質問につきましてはお答えしてきたことと思います。町営住宅を新築してというのはなかなかこれは難しい話でございまして、若い方の定住促進にどのような施策が必要なのか、まさにそこは我々としても検討しているところでございます。例えば、若い人向けの好むようなアパート、そういうものに対する補助が、補助という形で出せるのか、その辺も含めまして我々も内部で定住構想づくりの中で検討していきたいと考えているところでございます。

町営住宅の使用料の滞納状況等につきましては担当課長の方から答えます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 決算の資料にもあるとおり滞納は昨年ふえているということですので、経済状況がこういう状況といったらあれですけれども、職を失ったとか、そういう理由の中で新しく滞納者がふえたということで若干といえますか、かなりふえたという結果ですので、その方々は分納して今一応納めているということですので、そういう形で幾らでも少なくなるような形の努力をしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） まずもって低所得者層のための町営住宅だったわけでありまして。それは確かに収入の少ない方はやはり優先的に入れるべきである、そういうふうに思っているわけがあります。しかしながら、それを悪用している方も若干いるのではないかという感じもします。例えば、そこに住んでいる方が収入が実際にあったり、別な方が入っていたりという経緯

もあったとも聞いておりますが、そんなことも含めまして住宅の管理運営等については十分に力を注いでいただきたいとそういうふうに思います。そして、今の状態の中ではやはり滞納されている方がふえてきているというふうな状態ではありますが、やはりその入るときには条件が整っているはずです。必ず保証人等もつけて入居されているわけですから、その辺についての今後の取り扱いについては十分に配慮していただきたい、そのように思っているわけであります。

そして、町営住宅のかいわいを私も車で通ってみますと、どうも使用している場所の前とかわきとかなんかを余りにも雑然としているから、物を置いたり美観を損ねるようなものがたくさん見えるような感じもします。ですから、その辺等についても十分にやはり入居者に対しては注意を与えるべきだろう、そのように思いますので、その辺も十分に改良していただきたいとそのように思うわけであります。

それから、低所得者のための定住促進のために長野県の下諏訪町^{しもすわまち}なんていうところは逆に町が住宅に補助を出して若い人どんどん来てくださいよということで住人がふえているというような町さえもあるわけですから、町としても補助の、住宅補助というのをぜひ考えるべきではないのかなというように思っておりますので、この辺も民間のアパート等もやはり利用した住宅の補助の道等も考え、若い人が定住できるような施設をぜひ考えていただきたい。

そして今は仙台市なんかは保育所の待機児童者がまだ多いと言われておりますが、まだ一気に解決できない状況であります。松島町はまだ保育所あいております。100%の稼働率ではなく、充足率はもっと低いわけですので、ぜひ保育所は松島町すばらしいところがありますよというようなイメージも含めまして、住宅体制の中での若い人の入居者を求めるような定住促進のための住宅構想もぜひ考える必要はあるだろうと、そのように思っております。この定住促進、保育所のあり方についての呼び込み方法について、何か考えがあったらお聞きしたいと思いをします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいま片山議員おっしゃるとおり、我が町におきましては保育所待機者ゼロの町でございまして、まさにそこが我々の町の売りの部分であります。したがって、今回の定住促進の計画の中でもその辺をうまくPRしながら、若い仙台で保育所に入れないう方々をぜひとも松島町にお移りいただいて、わずか東北本線25分で仙台市内に通勤できるわけでございますので、そういったところは我々も意識している部分であります。そういったと

ころで施策の方を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 積極的に進めていただきたいと、このように思います。

次に下水道整備についてであります。今、我が松島町はリフレッシュ事業の中で積極的にこの松島町の下水事業を進めてきた経緯があるわけであります。この中で今まだ未設置の供用範囲内にある未設置の住宅等についてのこの推進方はどのような方向でここ近年やられてきたのか、特に平成21年度の決算の中での進め方はどうだったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 平成21年度は水洗化といいますと合併浄化槽それから下水道区域内の水洗化と考えられますけれども、平成20年度からのご指摘で合併浄化槽、これは下水道区域外の全行政区を一巡して合併浄化槽の促進に施策というかそれらの住民説明会をしました。いらっしゃる方には資料を全戸配布という形でやらせていただきました。それで、あとは水洗化につきましては、産業まつり、前は下水道促進デーとかいろいろ浄化センターでやってきてはいたんですけども、平成21年度は産業まつりにまぜていただきまして、公認店の皆さん、排水設備の公認店の皆さんと合併浄化槽、それから水洗化についてもPRをさせていただきました。それで、最近、年間大体30戸から40戸くらいの接続戸数となっております。それで下水道の整備をしたところについては90%ということで、ほかの仙台市さんを除いた市町村の水洗化率としては若干町の方は高い数字になっているのかなというふうに見ております。ただ、普及率ですと、人口に対しての整備した人口ということで、松島町の場合は市街化調整区域が大体下水道整備区域ということでその整備区域自体が小さいものですから、全部整備をしても8割くらいですか、普及率に関しましては8割くらいになるのかな。それで整備を随時整備をした中の人口で水洗化した人の割合ということではある程度県レベルを維持してきているのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 私聞いているのは、範囲の中で、供用範囲の中でまだつないでいない方に対しての推進方はどうしているのかという話を聞いているわけであります。実際に先ほど言ったようにこの目的はリフレッシュ事業の中で松島湾をきれいにしよう、浄化しようというのが基本であったわけであります。それにとって下水道の整備等の予算が付き整備が進んできた

というふうに私は思っています。その中でやはり松島湾をきれいにするためには、やはり下水処理をきちんとしていなければ松島湾の推進はならないだろうと、そういうふうに思っているわけであります。特に漁業関係者とか漁業とかそういうものに従事されている方での普及率はどのようなのでしょうか。その辺を調査した結果、その方に、設置されていない方にどのような進め方をしてきたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 先ほどの90%からいいまして未接続の戸数としては大体700戸というふうに把握をしております。それでその700戸の未接続の方々にもいろいろな理由があるというふうに把握しております。まずは地形的になかなか経費がかかるところ。それからひとり暮らしで高齢者の方というようなことで、なかなか進まない点があるなということでは把握をしております。それで平成21年度につきましてはそういった産業まつりでのPRということとをさせていただきましたけれども、そういった課題にどう取り組むかということで、今後平成22年度もそういった水洗化の促進策といたしましては個別の働き方、そういった郵送での働きかけあるいは公認業者さんの方にそういった皆さんへの働きかけ、そういったものを課題としてとらえております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） ちょっと積極性に欠けるのかなというような感じはするわけです。やはり実際に松島町の水産関係に従事されている方でもまだ未設置の方がおいでになるのではないのでしょうかね。やはりその供用範囲の中で、場所的にも問題のない下水につながる場所でありながらまだ下水に設置されていないという方もいるようであります。これを積極的に町はどうしてるんだと。松島町に対する漁業に従事されている方たちがまだつないでいないのではないかなというような経緯がある。そういうところにはやはり積極的に町としては話をかけるべきではあって、下水に理解をしてもらえるような運動はする必要であろう、私はそう思っております。ですから、この決算を踏まえてやはり積極的に進んでいただきたい、思います。個別なところですから、名前は言いませんけれども、そういうところはあるというのは事実です。多分、担当課ではそういうのは掌握しているんだろうと思います。住民からそういう苦情も来ているはずですから。そういうこともやはり積極的に取り組んでいく必要があると思います。その辺は考えてください。

最後になります。区有財産土地貸し付けについてであります。この件についてはこの前の補正の中でも出てきたわけでありましたが、区有地の貸し出しの見直し等の基準、これが今の段階で路線価方式等も踏まえ、そして今の価値観を考えた場合での見直しの必要はあるのかどうか。その辺、したのかどうか。したとすれば平成21年度ここ近年にあったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 基準といいますか、見直しがあったのかということでございますけれども、補正のときもお話しさせていただきましたけれども、評価がえ等に合わせながら一応見直しの作業は行ったということでございます。今後の見直しということにもなるかと思うんですけれども、来月今度また評価がえが、評価がえの見直しが入る、そういうことがありますのでそれに合わせた見直し作業、見直し額として出るかどうかは別として作業的なものとしては評価に合わせた見直し作業ですね、額に反映するかは別にして、そういういうことはやはり次の段階でまた考えていかななくてはいけないというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 過去にもこの問題は何年か前だったでしょうかね、私議員になりがけにもこの問題がありまして、ずっと区有地の貸し出し等の中で貸していて見直しをしなく、そして土地の評価がずんずん上がっても評価がえをしなかったという経緯があったわけであります。それで一度問題になって、私たちが指摘した段階で基準がえをしてそこに使用料等については上げた経緯があります。それ以降改正されてその地権者の方と実際にお会いをしてこの貸し出し料金等の改正は本当にあったんでしょうか。それ以降、ここ近年に地権者の方とお話をして実際に料金体制がもし今の時勢に合わなかったら下げるべきだし、そのままだったら側近で何年後にこれを改正しておりますか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず見直しをしたかということでございますけれども、私がここに財務に来て、区有地の今のお話でその見直しというのはちょうど評価がえ後、見直し後でしたので、ここ一、二年といいますか、その段階で額の上げた、下がったということではそういうことはしていない。ですから見直しの作業段階、今の価格に反映されているということで一、二年では見直しはしておりません。評価がえ後については。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうするとやはり評価がえはしていないということではありますが、実勢に合わせた評価がえはするべきだろうというふうに思います。中には購入するより借りていた方が、固定資産税を払うよりその方が安いから、購入しないでいた方がいいんだなんていう考えの人がいるかも、かもですからね、あるかもしれません。しかしながらやはり、町としては適正な評価して土地の貸し出しというのは決めるべきだろうと、そのように思っております。それが町の一つの財源につながるんだろうと私は思っております。しかしながら、逆に評価が下がったなら適正に下げてやって住民の方のためになるようなやはり評価もすべきであって、ここ何年かは実際にまだ評価には手をつけていないという、評価がえしても金銭面には手をつけていないという話になるのかなというふうに私は解釈しておりますが、この件については十分に配慮して地権者の方とお話し合いをして、これの評価というものもきちんとすべきだろうというふうなことをお伝えして、今後の進め方は新年度予算にも含めて検討していただければよろしいかと思います。

以上で私の総括を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員の質疑が終わりました。

他に質疑を受けます。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。総括。最初は全部というふうなことでありますからあわせていきたいと思いますが、一つは、ことしは私のところ利益系の決算の着眼点というようなことで、これを読もうかと思ったんでありますが、町長、副町長の方、課長さん方にも行っているわけでしょう。これはやめます。

それで、町長の提案理由の中に、さっきも片山議員から質問があってちょっと主語が抜けていたのではないかと、こういうふうなお話があったのですが、主語も述語も議会のことに何で執行部が入らなければならないのかと。いいですか。議会も一つの役場の課のように思っているんでないかと思っているんです。町長、副町長がね。書いたのそのまま読むのかもしれませんが、議会費については議会の運営活動に要した経費の、要した経費であります。これは当然ですね、議会の局長に、局長にですよ、事務委任をしているわけでありますから、これはわかるんですよ。その下に、なお松島町議会議会基本条例に基づき議会報告会を再開し、議員が地域に出向き直接町民に対し議会活動の状況を町民に報告説明し、調整に関する情報を提供するとともに議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを聞くことができました。こ

これは議会でやっているわけですから、だから、町長に言ってもらえないわけです。いいですか。議会独自のなんですから、独自でないと思ってるんでないかと思ってるんです、私は。議会も町の執行部の一員だと、だから我々言ったの皆言うこと聞けばいいんだというふうに思ってるのではないかと私思うわけです。だから、これは何ぼ書いてもらっても職員に書いてもらっても、町長はこういうのは削除しろと、こういうふうに言わなければならないのではないかと、基本的なことを一つ申し上げておきたい。そこで町長はどう思っているのかお伺いをしたい。

それから、二つ目は、主要事業の成果、これで、主要事業の成果と思てられるのかどうかをお聞きをしたいわけであります。主要事業の成果というのは実績でいったんではないわけですよ。いいですか。町長が、施政方針を述べてその施策の実現を目指して措置された効果でなければならない。効果でなければならない。そうすると、町長はおれはこいつしますよと施政方針で言ったら、その効果を書かなければならない。ところが、何々しました、何々しましたというのいっぱいあるでしょう、ここの中に。したらばどうなんだと、した結果はどうなんだというのが効果です。ところが、数字だの並べたり文言で何々をやりましたと、こういうなことで終わってしまっているわけです。そうしてきますと、これだけで成果ではないのではないかなと、今までやっているからやったのかもしれない。だけれども、町長、新しい町長になったわけでありますから、町長の斬新的な考え方で直していく必要があったのではないか。私は結果だけ、決算でありますから、結果だけ申し上げる。それが二つ目。

それから、三つ目です。町長は行政改革というのは前にも言っているんでありますが、こいつは息の長い何ですね。未来に向かったの課題だと、こういうこと言ってるわけでありますが、企画調整専門監、行政改革担当と行政評価担当を去年は置いたわけで1年間、その1年間の成果がどこにあったのかですね。成果にも、これも出てないわけですよ。成果にも出てません。1年間置いて、次の年はないんですよ。そうすると、窓際族つくるためにこの専門監置いたのかなと。かなり高い人、職員でありますから、いいですか、会計管理者もやる、水道事業所長もやった格の高い職員を置いて企画調整専門監に去年したわけです。昭和22年、平成22年はないわけでありますので、その結果どうだったのか、まず。結果をお聞かせいただきたい。

それから、三つ目ですね、四つ目ですね。さっきもこのことについて片山議員から出たわけでありますが、これも町長どう思っているのかわかりませんが、決算審査意見書、ずっと長年見てきまして、町長になってからこれで4回目ですか、になるわけでありますが、町税を含

めてあらゆるものについて徴収対策強い徴収対策を望むと、こう出てきているわけでありますが、その決算審査意見書、意見書のとおりしなければならないというんでないんで、町長は、言われたからおれしなければっていうんでないよと、開き直るなら開き直ってもいいわけですが、そういうふうな対策を庁舎内で、それこそ庁議ででも十分に検討してやられたのかどうかです。私は結果だけお聞きしていいわけでありますが、給食センターから、給食費から保育料から住宅使用料さっきも出ました。こういうものについて、生活ひどいんだ、生活費ひどい、皆生活ひどいんですよ、今。その中で法的に取らなければならない金であります。ね。ここについては法的に取らなければならない金を賦課しているわけでありまして。課税しているわけでありまして。そういうふうなものについて取らないのはどうなのか。調査もしていないもので、調査のことは言いませんが、税務調査だっってどんどんしなければならぬ。人員は減らないんですよ。昔の1万7,000人ぐらいのときから。職員がどうやってんのかなと、こういうふうなことを考えるわけでありまして、積極的な徴収対策を望むとかそういうふうなものが出ていながら滞納処分は確かにやっていますよ、これは宮城県一だと思います。法的な取り扱いをしているのは。その前の段階でやらねけりゃならない。住宅使用料ならば保証人がいる。保証人何の意味なしているんですか。そういうふうなもの含めて給食センターの給食費は学校の先生が一律的に集めるんだと思いますが、給食センターの所長は何も何もないとはこれも失礼な話なので一生懸命働いているんだと思うんでありますが、する仕事実際ないんですよ。調理のことについては管理栄養士がいて全く手をつけられないですよ。あとは調理の中身に入れば委託をしているわけでしょう。そうすると所長は何もすることが実際ないんです。あその見回りをして管理をして検食をして、食事になったらおわん持ってきてもらって食べてそれで終わりなんです。実際ですよ。だから毎月先生に、教育委員会から教育委員会に委託をしているならば教育委員会から未収のやつを上げてもらってそして取る。自分たち、親つくってくるのは大変なわけですから。そいつを給食関係のやつで、人件費はとってないんですよ、あいつね、あの何は。材料費だけですから、人件費は町費で出しているわけでしょう。そうすると、そういうふうなことも説明しながら対策をとらなければならない。それをしたのかどうか。しなければ今後のことになるんで、それをお聞きをしたいわけでありまして。具体的に私はわかるように、所長わからなければ言うてください、わかるように言いますので。

それから、松島海岸駅の整備であります。これも平成21年度の当初予算で町長から出てきたので、議会では特別委員会をつくりましてどうすんだと、というふうなことで述べているわけ

であります、町長はその後どうしたのかと。松島海岸駅のことを議会で騒がなくなったからよかったなと思っているのかどうかわかりませんが、そこをどうしたのか具体的にお聞きをしておきたい。

それから次は、町長は観瀾亭の利用ですね。観瀾亭については私も一般質問もしてんで、町長は重く受けとめると、こういうふうな答弁をいただいているわけであります。重く受けとめているというのは我々いかにもいいようにしてああしたけれども間違っただと、だからこれは今後別な角度でやってこうと、こういうふうなことなのか。議会では、そういうふうなものを町長がいうようにしているなら議会にも報告しなさいよと言ってるわけですよ。ところが報告しないで、資料に三案ですか、これをつけて出してこのまま議会で何もしなければ我々議会は何のために町長のところにそういうふうな注文をつけて予算執行するときはこうしてくださいよ、こうしなさいよというふうなことで注文つけてるわけです。あなたが出した予算でありますから、それに対して議会はどうなんだと、こう言ったら三つの案、分室の近代化遺産としての何と具体的な使用目的を示し、とかそういうようなこと言ってるわけです。そしたら後から具体的な使用方法まで業者に委託しているわけです。うちの方に目的がなかったのかとまず最初から、それが町長の重く受けとめるというふうなことに凝縮されたのかなと、こう思っているわけであります、まず中身がなかったと。そして町長がこいつは議会から言わったからというんでないんだけど、そういうふうなことだからなんですか、内容的にはかなりいい材料があると、こういうことは書いているわけではありますが、そいつが中心でないわけでしょう、あの中身見たら。だからそれらはそして平成22年度はないと。

こいつは一番最初のとき、こいつで言ってんですよ、私は。町長が出した松島町長期総合計画実施計画の平成21年度から平成23年度と。ここのところに平成22年度、平成23年度の事業内容等は確定したものではなく、毎回経年度実施計画の内容によって変動しますとこう書いているわけではありますが、ここの中でこういうの調査するって書いていんでないですよ、町長。町長の言ったと思うんですが、いいですか、観光化分室改修工事、そしてことしはその改修のための実施計画をする。平成22年度は分室改修事業をすると、こういうふうに書いているわけでありますから、それがあの調査で終わってしまったと。議会は町長のこと信用していいのかどうかと思うわけですよ。あなたは貴重な財産だといって、そして来年は平成22年度はこういった建築しますよと言っているわけですよ。それが議会で疑問をつけたら今度はそれつけられてから業者に頼んで、そして建築のための改築のための委託をしたんでなくその何ていう

んですか、実施計画の前の計画、これで出したと。それで結果が出たと、こういうわけでしょう。だから、そんなことが黙ってれば許されるのかなと。町長はむだを省く、そういうふうなことは常に言っているわけでしょう。職員には指示できないんですか、そういうこと。私はそういうふうなことで町長の提案はおかしかったのではないかと、平成21年度の結果から見て質問するわけですが、いかがなものでございましょうか。

それからもう一つ、さっきも区有財産のこと出たわけでありますが、区有財産そのものよりも財産に関する調べ。区有財産のことは何回も言いましたのでですね。このところはひとつ省きますので、財産に関する調べで3年ぐらい前になりますか。全部調査終わったら前のやつ間違ってたので、正しいものにして財産に関する調べに上げていくと、こういうふうに言われたわけでしょう。大橋町長になってからであります。そういうふうなね、ところが、平成19年度も平成20年度も平成21年度もほとんど同じなんです。間違いなかったからなのかどうかですね。私は決算で平成19年度からとって見ているわけでありますが、そうすると全く変わらない。変わらなかったのかですね。集計はしているけれども上げてこなかったのか。平成21年度の決算でありますから、具体的にお知らせをいただきたい。細かいことについては特別委員会がありますので、特別委員会で聞きますが、町長として答弁できる質問だけあります、これは。だから、してなかったらしてなかったで私は次に譲りますが、とにかく議会で、決算に出て問題になったやつは、平成23年度の予算に反映させるようにとか、平成23年度とこう言っているわけありませんが、次の年は執行されているわけですから、その次の年の予算で反映させるようにすると、こういうふうなわけでありますから、私はここで町長しなかったからどうなんだということでなしにそれは次のときに反映させるのかどうか、こういうなことを含めてお聞きしているわけでひとつご回答をお願いをしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁。町長。

○町長（大橋健男君） まず一つ目の議会の活動をあたかも行政、執行部側の活動のごとくというお話です。これは確かに表現が少し違っていたといいますか、稚拙だったといいますか、そういう点は申しわけないなと思っております。ただ、議会を軽視したわけでは全くないのでありまして、これはこれまでも何度も私もお話ししてご理解いただいていると思うんですけども、議会でこういった活動もしていますよと、その評価の気持ちのあらわれもあったということでご理解いただきたいと思うんですよ。稚拙な点については申しわけございませんでした。

次に、主要事業の成果の書き方。これも通常、こういうふうな書き方でこれまでずっとやってきたということがありまして、それを踏襲したものでございます。ただ、お話のように昨今そういった行政の事業に対して、そういったのではなくて評価、いいのか悪いのか、どのぐらいよかったのか、どのぐらい悪かったのかというような書き方が求められている時代になっておりますので、この辺についても次回もっとお褒めいただけるような書き方というか、にしていきたいなというふうには思っているところでございます。

また、行財政改革の点で組織絡みでもっと専門監の位置づけはどうなったのかということでございます。これは大づかみでいえば経験のある職員に課のセクション、業務についてきっちりチェックしていただきつつ、その課の年の仕事、その年にこういうことがやりたいねという業務をあわせてやってもらうという趣旨で設置し、また仕事をしていただいたものでございます。こまいことについては副町長以下で答えられるところはあるかもしれませんが、そういった趣旨で評価はどうだったのかということになりますが、おおむね、100%ではないですが、必要なことについては実現できたといいますか、そういうふうに思っております。

次に、徴税対策でございます。これも各ケース、ケースでいろいろあります。先ほど給食費のことについてお話がありまして、場合によってはどういったことで業務をやったのかというふうなお話をしてもらう必要があるかもしれませんが、全体的に前の年よりもプラス傾向があったのではないかなというふうには認識しているんですけども、ただ、それを全体の話を庁議等で上の方が頭を寄せ合ってしっかりやったのかということ、実績があるのかというとその庁議ではありません。ありませんが、各項目款項目ごとに私も各担当の班長レベル、課長レベルと話をしながら、こういったご指摘は毎年出ていますよと、去年よりもことし、ことしよりも来年成果が上がるようにするためにはどういうふうにしたらいいか考えてくださいよということで、教育委員会のことについても給食費のことについて担当が努力した旨は聞いていますので、その辺はでこぼこ、これもあるんですけども、努力して、これも100%ぴっちりというのはなかなか難しく結局とにかく毎年努力するほかないと、そういうふうに思っていますので、そういう方向で平成21年度には努力は続けてきたということでご理解いただきたいと思います。

次に、海岸駅ですけれども、海岸駅についてはＪＲとの話の中でやはり費用負担の問題が大きくありまして、そこで暗礁に乗り上げたといいますか、話がそこから進んでいないという状況でございます。しからばそこで何か努力したのかということでございますけれども、私とし

ましては東日本の支社長さんとお話をしていますし、またあちらの部長以上と、来たときには特に担当の部長来たときには何とかならないのかというふうな話をしておりますが、これはＪＲの方でも東日本全体でもってコストのかけ方のルールというのがあるようでございまして、その中で社内的になかなか難しいんだというふうな話も聞いております。東日本の仙台にいるメンバーは、海岸駅は今のままでよくないことは重々わかっていると、何とかしなきゃということではあるんですけれども、東日本の社内でもって難しい。ちなみに前の支社長の田浦さんがかわられましたけれども、東京の方に行きましてそのときに宮城県の東京事務所の方に行つて、海岸駅の問題についてはＪＲとしても何とかしたいんだけれどもというふうな話をしたということで、県の東京事務所長から聞いております。しかし、やはり費用負担の問題については基本的には町も半分くらいは支出しないとというようなことを言っておりまして、額については少し揺れているところもございまして、基本的には依然デッドロックに乗り上げた状態から前に進んでいないということでございます。

今後どうするのかということでございますけれども、例えば政権がかわって交付金のありようが変わってくるとかＪＲの方向が変わってくるとことがいつあるかもわかりませんので、こちらとしては町で出せるのは大体これぐらいまでだよ、合理的に町民の方々、議会の方々から納得いただける負担額といいますか、額はこれぐらいだよという話を常にしていって、常々していくと、あとは周りの状況でこちらに風向きがあるようであれば素早く動くというふうな作戦をとっていきたいというふうに思っております。

それとあとは次には観瀾亭分室の件でございます。これは私も委員会の方に招かれまして、どういう趣旨なんだということで、趣旨は説明申し上げました。それで、ご指摘のように実施設計工事まで含めてつくってそれでやるつもりだったのではないかというご指摘です。それ全然すっぱりなしになったのかということなんだと思いますけれども、私としては建物の価値、それから建物の用途、使われ方については価値のあるものであるし必要なものだというふうに思っていますが、比較的簡便な調査を行ったわけですから、その中でも金額的に相当高いものになってしまうということが想定されたわけでございます。そうしますと、ほかの事業、観光だけに限らず町の事業としていろんな事業があるわけですから、それに優先してあそこの建物をこれぐらいのお金をかけてというふうなことになかなかいかないのかなというふうに思ひまして、ペンディング、塩漬けといいますか、調査そのままにしていました。今後どういうふうにするのかということですが、観瀾亭の本体についても補修は必要な部分が何

となくちょっと外見から察すると出てきたり、あと博物館のリニューアルといいますか、どこかの移転とかすっかりなくしてしまうとかも含めて、そういったことも考えていかなければならないとすると、そういったものもあわせながら考えて、そして整備するんであれば整備の順番をつけていくのかなというふうに思ったわけでございます。当面、安全性の問題がありますので、安全性につきましては、安全性の問題というのは分室が、当初がけ上でちょっと道路にかかってくるのではないかなという危惧もあったもので、そのリニューアルの話をしたそれも理由の一つなんですけれども、安全性に問題について今後何か手を打てる、打つことがある、必要なのであれば、最低はそこのところは進めていかなければいけないなと思っているところでございます。

区有財産については担当の方からお答えしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、私の方から行政改革の専門監という仕事をしたのか、成果があったのかというご質問にお答えしたいと思いますけれども、まさに昨年度組織の変更に伴う業務ということで、ご本人の豊富な経験に基づいて組織の変更を検討していただきました。それにつきましては昨年12月の議会でご了承いただけなかったということでございましたので、これは成果として形としては残らなかったのはありますけれども、そういった非常に重要な業務に携わっていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

また次に、財産調書の関係でございます。町有財産の整理についての進捗状況というようなご質問だったと思いますけれども、これにつきましては町所有の固定資産については平成21年4月に整理が完了しているところでございます。平成21年度の決算書の財産に関する調書につきましては従来の区分で年度内中の財産の増減を示したものでございます。現在新しい区分での財産に関する調書につきまして担当の方で整理中というところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） まず、1番目と2番目は今後、町長ね、ゆっくり時間をとれないんだと思うんですが、職員つくったのなら町長と副町長で目を通してそして判断をして議会に出すんですよ。課長会議さ出して、ああ間違っただの直せというようなわけにいかないんですよ。だから今後はこういうふうなことから誤りのないようにしてほしい。これは財務課長にも言われることだと思うので、財務課がまとめるんですか、企画がまとめるんですか。わか

りませんが、とにかくそういうふうなことではっきりしてほしい。成果についても町長は今までそうだったからと。私も今までのことはわかるんですよ。ただ、去年中に予算が終わってから東京都の区の予算の説明書も極めてまでなやつ町長にも行っているでしょう。私は予算のときもう少し説明をするようにと言ったわけですが、それと同じようなことで、成果についてもやりましたでない、やったらどうなんだというふうな、そういうふうなものがなくてはならないだろうと、こういうふうなことでありますので、これは町長がいれば平成23年の予算にどう響かせるのかですね。まあここに書いておきますので、もう丈夫でいれば2年半あるわけでありますから、3年あるわけでありますから、そういうふうなことで見ていきたい、こういうふうに思うわけです。

それから、行政改革ね、成果としては出てなかったけれども、実際に豊富な経験で聞いた、聞いたと。一人の人をこれもそれこそ本当に豊富な経験がある人を専門監に仕立てて、一つの目的を持ってこういうふうなのやってくださいと言わなければ、課長はいる、班長はいるでは、やれるわけないでしょう。やれるわけないんですよ。いいですか。今も専門監二人いますね。財務課についても同じだと思うんですよ。財務課長がいる、特別滞納整理室長がいる、税務班長がいる、その中で専門監やれますか。その中さ行って特別滞納整理室長さこいつやれあいつやれ、これおかしいんでないかと言えませんか。町長らだって、組織にいるときやれないでしょう。そうすると、何だかその、どうだかわかりませんが、こいつはうまくないなというようなことでそういうふうなところに置くのかわかりませんが、もったいないと思うんです、私は。それから総務課所管ですか。文書管理室にいる。これも総務課専門監、今度は職務制度人材育成担当。勤務評定担当、去年もこれも何も使わなかったわけでしょう。何も使わない1年遊ばせたといえれば大変失礼な、本人にも失礼にもなるんですが、こういうふうな人たちを有効に使って、私がいつでも言っているような法律条例から何から皆ごちゃごちゃになっているんですよ。私は特定のものしか言わなかったんですが、もっとあるんですよ。そういうふうなものにでも活用したらいかなものだったのかなと思いながら専門監の使い方を考えてほしいと、こういうふうな思いで言っているんですよ。専門監は専門監の仕事できませんよ。町長だって現職でいたとき、課長がいて課長補佐がいて班長がいたのに専門監だからって言って、そこさ専門監、班長何やれかにやれって言えないでしょう。そうすると、町長がこれをやりたいというから専門監を置くんだよと、これについて専門的な能力を持っているんだからやりなさいというのであれば仕事ははかがいくわけですよ。そういうようなことやれない職

員でないように私は見受けているわけではありますが、そういうふうになるのではないかと、平成21年度は結果でありますから、だから今後に生かすとすればそういうふうな生かし方をしなければならぬのではないかと、有効に活用してないからこういうことになったんだと思うんですよ。成果も出ない、1年、何百万円というこれこそ1,000万円強でしょう、それこそ共済費から退職手当組合の負担金からしたら、1,000万円強、その職員のやつを何にも使わないで1年間置く。そいつ成果は出ねげんとも実際にはうんとありがたかったんだと、こんなこと言たって始まんないわけでしょう。それ以上のものであれば、お考えをお聞かせをいただきたい、こういうふうに思うわけです。

それから、歳入については私は全体的なことの中で給食費言っただけで、給食費だけでない全体について私言ってたんで、直接給食費についてご回答いただかなくてもいいと。

それから歳入で全く大変な人たちもいるわけですよ。ところが、そういう人たちに町長限りでやれる減免の方法もあるわけでしょう。ところが、成果表にも何も今、今度のは出てきてないわけです。地方税法にいう減免とか、ほかに町長が直接に減免できる町税条例にもあるわけでしょう。国民健康保険について。だから本当に生活保護と同じようなレベルで大変な人だったら減免したらいいんじゃないですか。それはそれで、それまで取れというんでは、私はないわけです。だから、ひどい人の場合はひどいなりにそういうふうな対応もしなさいよと。そしてそれ以外の人については法律に定められた徴収の仕方をしなさい。それには1人だけの能力ではできないと思うんです、私。だから優秀な課長さん方が、褒めたりけなしたりしているようではありますが、優秀な課長だと思ってんですよ。だから、その人たちが心一つにして何か考えれば出てくると思うんですよ。去年より何ぼか上がったからうんといいいんだでなく、そういうふうなことまでして、したけれどもできないんだというのと、しないで長いことかかるの当たり前だ、去年より何ぼかいいからああいかったなではだめなんだということを私は申し上げたいわけで、そういうふうなものまでなかったと私は理解するわけですが、そういうふうに理解していいのか。

それから、海岸駅ですね。海岸駅では社内的に負担、町で求めているような負担難しいと、こういうふうなことだと思うんですね。町長聞いている限りでは。ただ、期成同盟会ですか。町長は町独自でつくったんだって言ったけども、入ってるのはJRの人たちも入ってるからつくりたくてつくったんだと私は申し上げたんでありますが、まあ何でもいいんですが、そういうふうな人たちも有効に使いながらJRと交渉したりなんたり、町長ばり行っただってわかん

いんですよ、みんな見えてないんですから。何、役場で何やってるんだかわかんないというようにこともある、聞こえてくるんですよ。だからやはりそういう人たちも本気になって考えて、同盟会の中で考えてJRに行くとか県に行くとか、そういうふうな対策までとらなければならないのではないかというふうに考えるわけですが、そういうふうな配慮がなかったのかですね。

それから、町長は支社長かわられたというんですが、かわった支社長ともお会いになってるわけでしょう。だからそこら、直接行かなければ、そこら辺に来たときにこんにちはと言ったのにですね、お茶飲むとこに行って松島町海岸駅どうなったと、これは言えないと思うんですよ。これは私もわかるんです。だから、直接あちらに出向いてまあ一応お願いするわけであります。お願いするような格好になったわけでしょうから。そうすると出向いて新しい支社長とも十分話し合いをすると。その松島駅もバリアフリー化なんていう人たちもいるわけであんなに立派になったのにと、こいつだって、あっちでだからおらほで金出さねからいいんだというふうなことで終わったわけでしょう。だからそういうふうなことも含めて期成同盟会やなんかを有効に使ったらよかったのではないかなと、そういうふうなものをしたのかなと、こういうふうなことで決算でありますからお聞きをしたわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁は要らないんですか。答弁は求めないんですね。

○9番（尾口慶悦君） こいつ皆求める。

○議長（櫻井公一君） 1問1答でやっていますので。

○9番（尾口慶悦君） 1問1答ですね。ここまで来たんでもう少し申し上げて。

それから町長言ったのもわかりました。観瀾亭ですね。だから、議会からあの問題を提起されなければ、町長は設計させてですね、そして平成22年度では工事したんでしょう、たしか。私はそう思うんですよ。こういうふうな計画を立てているわけでありますから。たまたま議会から注文をつけられて、そしてこういうふうになったと、そういうふうに私は思っているわけです。だから、するときに計画を立てるときには、議会わからないからでなく議会にも相談して役場の中の課長さん方の頭脳よりも立派な頭脳持つて人いっかもしれないんです。いるかもしれないんです。私はその頭脳を持ってませんが、そういうふうなものも含めて考えて何十万円でも損したわけです、実際は。だから、そういうふうなものになってもらわなければならない。

ここまで来てもう一つですから、言いますが、財産に関する調書、そうすると来年は直ると

ということですか。副町長も前の答弁はこれも持ってんですが、12月のとき北小泉しかないんだと、集計しないの、あとは皆出たんだと言ってるわけでしょう。そいつにそんなにかかんのですか、4月まで。北小泉だけです。副町長ね。こいつは私の平成21年3月の3月ですか、平成21年に私一般質問しているわけでしょう。そのときに北小泉だけで終わるんだって言ってるんですよ。北小泉で終わったんならば集計だけですから、この財産に関する調書は3月31日現在で出せるのではないのかというふうなことで言ってるわけです。

決して私は無理なこと言っているわけじゃないですよ。あなたたちがやるからと言うから本当にやったんですかと、こういうふうに聞いてんです。やらなければやらなかった。そしてやるんだとすれば平成23年度にどんなふうな何かに有効に活用していただきたい、こういうふうな思いで質問しているわけです。行政の執行者としてどうなのかと、こう聞いているわけですね、答えをお聞きをしたいのであります。

○議長（櫻井公一君）　ここです、町長の答弁の方からは休憩後にしたいと思います。

じゃあ、ここで休憩をとりしたいと思います。再開を2時20分といたします。

午後2時09分　休　憩

午後2時20分　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開いたします。

尾口議員の質疑に対する答弁から求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　私からはまず海岸駅の件ですけれども、新しい支社長とは都合3度ほど顔を合わせております。1回目はあちらが赴任されたということで最初にこちらからあいさつに行って、その中で海岸駅についてはそちら様のご事情もあるんでしょうけれども、私の方としても町民の税金でやることですので、これこれの事情があるし、これこれの理由がありますというような説明をしてはきました。あとはほかの2回についてはそういった話することはなかったので、してませんけれども、ああ、合計4回ですね。4回のうちもう1回はやはりしました、話を、その話。そういうJRの考え方は通りませんよと。我々は自治体の立場でそういうお説のようなお話は納得できませんね。私の言ってるのは考え方ですよ、ぜひこれを生かしてくださいよという話はしておりますので、その辺は後報告したいと思います。なお、詳しいことは委員会の方で担当に聞いていただければお話しできると思います。

観瀾亭分室の件につきましては、当然議会の方々のお考えというのをに入れて、入れてといい

ますか、それを受けましてその後の作業を進めております。誤解されると困るわけですが、何が何でもやる、やらなければというふうに思っているわけではありませんので、私は常に自分の考えはこうであっても例えば職員はどう思うか、町民はどう思うか、それから議会はどう思うかについては私なりに常々フィードバックさせながら考えております。至らないところがあるかもしれませんが、やはりそこは議会の方々のご指摘あって、なるほどというところもこれまでも何度もあったわけですので、その辺はまたご理解いただきたいと思います。

残りの点につきましては副町長等から答えさせますけれども、先ほどのお話出ました給食対策について、職員がお話についてややこちらからもお話し説明させていただきたいところがありますので、教育長の方からそれについては説明したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは私の方から、先ほど行政改革の話の中で一部ちょっと誤解を生じるお話をしたのかなと、その成果がなかったということにお話をしましたけれども、それはあくまでも組織が成就しなかったのも新しい改革ということで我々提案したものが成立しなかったということで、目に見える成果はその時点で生じなかったということでございます。職員本人は業務として非常に重要な業務をこなしていただきました。そういった意味では、まさに専門監ということで1年間きっちりお仕事をさせていただいたということでございます。そのほか、今年度専門監2人配置しておりますけれども、今後とも人事の人材配置につきましては適材適所で配置していきたいというふうに考えているところでございます。

最後の町有財産、区有財産、その財産に関することにつきましてでございますけれども、これについては基礎的調査終了したものの現在分類作業、区分け作業の作業中でございまして、もう少しお時間いただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 先ほど尾口議員のご質問に答弁しようと思っていたのですが、ちょっと間に合わなくて大変恐縮しているところですが、私の方から、給食関係のお話がありましたので、かなり厳しい言い方をおっしゃられましたけれども、非常に残念である、決して暇をもてあましてじっとしているということではなく、3時ころ実はきょう台風がこちらに来るという予報がありましたもので、学校としてはその対応についてさてどうしよう、臨時休

業も含めて遅くしよう、あるいは早く帰すかということを臨時校長会議できのう 8 時、9 時からですね。やりました。9 時にやったというのは、給食は 10 時までであればとめることができるということもありましたもので、給食センターの所長に来ていただきまして中心になってその話ですね、煮詰めていただきました。結論的にはこちらに来る予定もなかったもので、通常どおり始業ということになりましたけれども、決して暇をもてあましていいるのではなく日々、汗を流して職務を遂行しているということをご理解いただきたいと思います。

そして、さらにつけ加えて言いかえますと、学校給食法第 6 条第 2 項においては学校給食の運営経費のうち、施設設備や人件費以外の食材等については保護者が負担すべきこととされておりまして、学校給食が適切実施されるためには保護者の方々に負担していただくことが不可欠になってきているということで、したがって学校給食が学校教育の一環として実施され、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい習慣を身につける上で重要な役割を担っているということをご理解いただくとともに納入して、保護者にですね、納入していただくよう努めております。また、未納者につきましては、所長みずから督促状を差し上げたり、あるいは直接家庭訪問して納入していただくようお願いをしております。現にそのかいがあつて滞納繰り越し分については平成 21 年度分は 43 万 296 円の納付があり、平成 11 年度やあるいは平成 11 年度分には約 8 万円を一括して納付された方もいらっしゃいますし、そのほか各役所等によりまして毎月定期的に納付していらっしゃる方々もいらっしゃいます。また、四、五年前の滞納分を納入した方もいらっしゃいます。いわゆるみずから歩いて 1 戸 1 戸回ってそのように努力されていると、努めているということをご理解願いたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9 番（尾口慶悦君） 教育長ね、教育長、学校の生徒さんに教えるような話をいただきましたが、私も給食センターにいたことあるんですよ。給食センターの所長って何すると思います。栄養については管理栄養士がやる、一切手つけられないんですよ。そして、所長になったのがわからないでしょう。栄養素見てわかる人がいますか。今まで行ってるので。私も行ってみて私が注文つけることができなかったんです、一番最初、行って。それで私は栄養士の資格を取れないんで調理師の資格を取るために同じなやつを勉強したんですよ。そして給食センターの調理師に注文つけた。今つけないから仕事ないんですよ、あそこさ行ったら。そうするとあそこの管理だけなんですよ。管理だけしかしてないんですよ。あとは早く学校の先生から給食費

の未納を教えてもらって、そしてその年を越さない、やめていかないうちに徴収をすると、こういうふうにならないと、これは出てこないと教育長何ぼ言ったって私はそれ以上、現場にいたんですから、いて現実的にそれに直面して、そして注文をつけて残渣いっぱい出たって注文つけられないでしょう、所長、つくればつくるほど残渣出るんですよ。して今子供たちは皆買ったもの食べてるものですから、買ったものならば皆食べるんですよ、100%。ところが、つくったやつは食わないで残すのいっぱいある。その残渣も見て栄養士に私は、おかしいのではないかと注文つけるために私は調理師の勉強したんです。だからそういうふうなこともしなければ、遊んでるってはいけませんよ。給料もらっているんだから、ただその辺の見回りとかですね、あとは人事管理だってしないわけでしょう。あっちの何に委託してるわけだから。そうすると、何あんです。あそこからネズミ出てきたからネズミとりかけろとか、そういうふうな仕事しか実際ないんですよ。教育長、実際あそこの現場に行ってみなさい。だからそういうふうなことだから、そういうふうなことだけでなしに、今残っている未納の整理とかまで所長にさせなければならぬのではないかと。こういうふうなことを私は申し上げているんですね。教育長、うんと努力しているんですよ。督促だの家庭訪問してるんですよ。私も9時、10時まで残っていたことあんですよ。そんなようなことですね、その当時は一生懸命になって取ったから100%になったんですよ。その当時はですよ。今はかなり低い人たちもいるから、100%にならないんでしょうけれども、そういうふうなものまで現地を見なければならぬ。私んとこさしゃべんのは天皇陛下さでもお上げするような言葉でしゃべってるよりも、現場に行って現場で稼いでるの見て、そして指示しなければならぬだろうと。それをしたんですかというふうなこと含めて歳入についてお聞きしたわけですね。ここについて私は答弁要らないというのに答弁するもんだから、教育長に質問してるわけですよ。私は要らないって言ったんですよ。町長に。でも町長にしろって言われたからしたんだと思うんですよ。そういうふうなことまでしなければならぬ、させなければならぬのが教育長の立場ですよ。そういうふうなことを申し上げているわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁求めますか。

○9番（尾口慶悦君） 答弁は要りません。同じ、今言ったように一生懸命努力してるばり言われたんでは、努力が成果のある努力をなささいということですよ。

○議長（櫻井公一君） それでは1問1答でお願いします。

○9番（尾口慶悦君） 余りなくなっただ、やめますが、町長、その海岸駅ね、海岸駅、これ

は町長言ったようにやってる、やってるではね何やってんだかわかんない。こいつも一生懸命やってると、遊んではいません。町長は一生懸命してると思いますが、そういうふうなことでほかの人のところも連れてって、こういうふうな窮状を訴えるところを知らんふりできねわけです。それが町長は何本気で言ってるのかなと疑心暗鬼でいる議員さんたちいっぱいいるんですよ。本当にしてんのかなと、議会答弁だけでないのかなと、こういうふうなこともあるんで町長もう1回、そういうふうなことに今まではしてなかったんでしょう。町長が直接会って、1回とか2回とかあって費用負担をこれ以上あっちでもだめだ、おらほもだめだ、私の方は町民の税金だよと、そしてそこまで言ってだめできれば進まないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。町長。

○町長（大橋健男君） 今の状況、そのまま続くとすれば進まないということになるでしょうね。あとは国の状況なりJRの状況が変わるということもありますので、ほかの都市の例とか見ているとそういうこともありますので、そういうのをねらってそういうのにはおくれなように対応するということなのかなというふうに思っています。また、町長しか行かないんであればだめなんじゃないかというご指摘でありました。期成同盟会の方で行ったこともあります。余り生々しいところに一般町民の方行っていただきますとちょっと気の毒なところもありますので、そこは私なりに役場の人間だけで行っているというところもありますけれども、いろんな機会に尾口議員とも時間が合えば一緒に行ってJRにお願いするなり、また尾口議員の何かのネットワークがあればそちらの方も有効であればご相談の上でやっていただくことはあると思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 結果にいつまでも結果でないこと言っても仕方ないので、ただJRさんでも国の施策の一端でしょう。そうしてくると国の関与もあるわけでしょう。政治家を使うとか、私は政治家うんと使うこといいのか悪いのかわかりません。ただそういうふうなもの使ってやれば進むこともあるのではないかな。支社長さんなりなんなりと近い議員もいると思うんですよ。私も今度ゲーミング秋葉賢也さんと会う人がいたり、それから桜井 充さんと直接話ができる人がいるわけですから、だからそういうふうなことでこれについたらだれがいいんだと、海岸あたりの人たちなんかはJRさんとはいつでもつながってる人たちいるわけでしょう。そういう人たちもこういうふうな整備計画の何で力をかりるとかそういうふうな対策をしなければならなかったのではないかとこのようなことで、やってなければやってないで仕方な

いことですが、今後進まないでなく進めなきゃならないわけですね。町民のために、観光客のために。そういうふうは考えをひとつお持ちをいただきたいと、こういうふうなことであります。

観瀾亭はやめます。とにかくこういうふうなことでありますから、計画を立てるときにはむだのない、むだなくむだなくって言っという自分からむだつくってたんではうまくないですから町長。むだのない計画にしていだきたい。

それから海岸財産、もう少し分類時間貸して1人さちんたらちんたらやらせてたらね、何日あったって足りないんですよ、こいつ。そのために班とか、何を独立させて一生懸命やらせたわけでしょう。私は税の還付についても3回も開示請求しているんですよ。最後には非開示と、だからこれ以上言えないんで、だからそういうようなことすら還付加算金は町でただ出すわけですから、交付税の基準財政需要額の中にも何も収入額にも入ってこないわけですから、そうすると私も課に行行って聞いたって係以外はわかんないですよ。町長あのときもうんと、やあ時間かかるもんだっていうと、1人か2人しかやってないんですよ。そうすると何千万円という延滞金加算金をただ投げているんですよ。還付加算金を。そういうふうなことでむだのない行政をやっていだきたい。こういうふうなことでむだのない行政をやっていだきたい、こういうふうなことで私の総括を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員の総括が終わりました。他に質疑を受けます。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

白熱した議論が進んでいるところ私の質問ということでちょっと白熱した状況に水を差すような結果にならないればいいなと思っているんですが、先ほどから聞いていて一つ、片山議員が質疑をされまして、財政問題されていました。実質収支2億円ぐらい赤字だよと、こういうことでした。町長も答弁の中で、赤字であったり黒字であったりと、そういう中でというお話をされているんですが、実質収入はここ10年ぐらいずっと赤字で来ているはずですね。その前は確かに黒字であったり赤字であったりと波があったんですが、ここ10年ぐらいはずっと黒字のまま推移してきているというのはたしかこの間の状況だと思うんですね。そういう目で見ていくとやはりどうしてもこれからの財政状況どうなるんだろうか、税収も少なくなるという、そういう心配はせざるを得ないのかなという気がしてお話を聞いておりました。そのことについて何か所感がございましたら、もう一度答弁をお願いしたいというふうに思います。

2点目ですけれども、一つは平成21年度の予算の総括でも質疑をさせていただいているわけ

ですが、臨時職員等の処遇の問題ですね。ぜひこの臨時職員についての処遇の改善を行って責任ある仕事ができるようにするべきではないのか。そういう意味では交通費であるとかあるいは職員の皆さん方が一時金、期末手当等をいただくときには、それ丸々とは言いませんけれども、それなりの金額のものを出すとか、いろいろ考えられることがあると思うけれどもどうかというような質問をさせていただきました。なかなか難しいと、こういうお話であったわけでございますけれども、この平成21年度の中でどんなふうに検討されたのか、その辺についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

二つ目は、ことし2月27日ですか、南米のチリ沖でマグニチュード8.8の大きな地震が起きて、日本の1万7,000キロも離れているところから日本の太平洋沿岸にも津波が押し寄せてくると、こういうことになったわけであります。本町における被害というのはそんなに大きくはなかったというふうに理解しておりますけれども、それでも避難指示でしたかね、沿岸部中心に出されたと、こういうふうな形になっているわけですね。避難指示を出した地域というのは海岸、高城、磯崎中心ということになりますから、数千人の方が避難指示を受けたと、こういうことになるわけですが、実際避難所に避難した人はいなかっただろうし、親戚とか友達のところに行ったよという方はいるかもしれませんけれども、避難所に避難したという方は非常に少なかったのではないかという気がするんですが、今回のチリの大きな地震津波災害というものを受けて今後に生かすべき課題ですね。どういうふうに総括し、これから生かそうとしているのかということについてお伺いをしたいということでございます。

三つ目は、ことしの夏暑くて連日猛暑日が続くと、こういう状況に、四つ目ですかね、なっているわけですが、そういう中で熱中症になって病院に運ばれる方も例年になく多いというふうに言われております。その原因として南太平洋ですかね、太平洋の赤道付近でラニーニャ現象とかエルニーニョ現象とかこういう現象の影響ではないかとか、太平洋高気圧の張り出しも非常に大きいと、そのためにことしのような暑さが出ているんだと、こういういろいろな報道のされ方もしているんですが、結論的に言えばその大もととは地球温暖化ということが非常に大きいのかなというふうに考えております。平成21年度の施政方針の中でも、ごみの減量化を図って地球環境に配慮した循環型社会への転換を目指すんだと、そういう取り組みもするんだということを言っているわけでありますが、ごみの分別資料だとか、リサイクルの推進以外で、本町としてCO₂排出抑制の取り組みというものはどのようにされているのか、あるいはそうした計画がどのようにつくられてあるのであればぜひお示しをいただきたいというふう

に思っております。本町におけるエコ対策ということについて、どのように考えておられるのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

5点目は、税の問題であります。平成21年度から県の方に県内の自治体でつくっております滞納整理機構ですか、これつくられて、ここでの税の徴収というのが進められているわけですが、聞くとところによりますとこの滞納整理機構でおやりになっていることというのは基本的には差し押さえと公売だと、こういうふうに聞いているわけでありまして。本町において、県の滞納整理機構に回す場合、こういった基準なりケースになった場合、滞納整理機構に徴収をお願いするのかというところをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、この税の関係で決算書の中に不当利益返還等請求事件応訴にかかわる弁護士費用というものがございました。着手金で31万円ですか。これ具体的にどういう内容で応訴しなければならないことになっているのかということについてお伺いをしたいというふうに考えております。

大きい6点目でありまして、選挙関係ですが、これは私の目の前に座っている櫻井議長さんが平成21年3月のときに質問されているんですが、平成21年度は衆議院、県知事選挙、知事選と三つの選挙がありますと、こういうことで投票時間の繰り上げについて考える気はないのかと、簡単に言えばそういう質問をされております。平成21年度中の答えとしては検討課題として考えていきたいというのが町長の答弁だったというふうに思いますが、大分期日前投票も含めて住民に定着をしてくれているという中であって、今後の選挙というものについてどういうふうに考えていくのか。きょうは選挙管理委員長もいない中でのお話ですけれども、どういう庁内での議論がされているのかということをお伺いをしたかったということでございます。

以前に、議会運営委員会でしたかね、北海道の福島町ですか、行ったときにお伺いしたんですが、この町では今お話ししたように期日前投票もあるということで、時間を繰り上げて投票時間を繰り上げているというお話もございました。しかも、投票日を平日にしたと。日曜日の国政選挙は別だと思えますけれども、地元の選挙ですね。これは日曜日でもいわゆる期日前投票ができるようにむしろ一般の投票日を平日にしたと。そういうところまで工夫して何とか予算の削減も含めて考えているというような話を聞いてきたわけでありまして、本町においてその辺について今後のあり方としてどう考えているのかですね。もし現時点であればお聞かせをいただきたいということでもあります。

7点目ですね。これは福祉タクシーの件であります。これは一般質問でもこの間何度かして

おりますけれども、決算額で221万7,200円という利用額になっております。これは燃料助成も含めてこの金額ということでございまして、対象申請交付された障害者167人、それから高齢者世帯が179人、こういう状況であります。福祉調べ見てみますと、障害者の1級が200人、2級が86人、療育手帳のAが34人ということで合計320人の対象者がいるというふうに今考えることができるわけではありますが、障害者受給、障害者だけで区切ってみるとこの受給率は52.2%にしかになっていない。それから、高齢者はどうかと、179人が助成を受けているということなんでありますが、これは福祉調べをもとに計算しますと、高齢者世帯1人世帯が570世帯、2人世帯が580世帯、3人の高齢者世帯が34世帯、ということで合計1,184世帯あるんですが、高齢者1人世帯の570人だけでも全体の31.4%にしか利用していない、こういうことなんですね。私はやはりせっかくいい制度ですから、広くこういうものを普及し利用していただくという考え方が大事だというふうに思うんですが、なぜこの利用が広がらないのか、その要因等についてどのように考えておられるのかということをもっと伺いをしたいというふうに思います。

それから、この問題に関連しまして、特に3級の障害者も含めて枠を広げたらいいのではないかというお話をこの間させていただいております。調べてみますと、隣の塩竈市などでは例えば下肢3級の障害、こういうところには福祉タクシーの制度利用できるようにしているというような状況があるようでございます。いろいろ3級といってもいろんな条件の方があるかと思いますが、何とかそういうところまで広げていく、今後広げていく考えはないのかどうか、その辺についても伺いをしたいというふうに思います。

それから、福祉の関係でもう一つは、今お話ししましたように1人世帯の高齢者世帯というのが非常に多くなってきている。570世帯ですか。2人の世帯が580世帯。ということで、現在高齢者世帯の安否確認、こういうものは一体どのように進められているんだろうかということが改めて気になりまして、この間緊急通報システムなども入れて安否の確認などをすることが行われてはいるわけですが、以前は牛乳でしたかね、ヤクルトでしたか、そういうものも配ってもらいながら安否の確認をするとか、いろいろ安否確認の方法としてはやられていたような気がするんです。現状決算書を見ますとそういったようなのも余り見受けられないようにも見たものですから、その辺の安否確認対策がどうなっているんだろうか。特にことは住民票上には記録されているんだけど、実際に人はいなかったなんていうのまでおとといですか、松島町の新聞報道によると松島町でも61人ですか、記録にはあるけれども実際には

人は確認できない、こういうのがあるんだというような報道がありましたけれども、そういった問題もございまして、もう一度安否の確認という問題についてどのように考えておられるのかお伺いをしたいということでございます。

8点目ですかね。大きく8点目。保育所の運営費についてであります。保育所の運営費につきましては平成16年だったと思いますけれども、それまで国の国庫負担金ということでやられていたものが、一般財源化をされるということになりまして、その時点から国から来る交付金、これがだんだん多分少なくなっていくんだろうなと考えるわけであります。平成16年のあたりで大体国と県合わせて、あの当時でたしか7,400万円ぐらいという影響があるだろうというふうに答弁をいただいたような気がするわけですが、今現在、一般財源化によって保育所運営費に対する影響というのはどういうふうになっているのかですね。できれば、平成15年くらいからの国庫負担金と一般財源化による影響額の資料なども出していただけるといいなと思いつつ来たんではありますが、そういう影響、どういうふうになっているのかというところ、これは資料で出して、ぜひいただきたい。多分、この面については一般財源化でどこの自治体でも大変苦労されていると、町費の持ち出しだということになっていると思いますので、町長にはそういう政治のあり方の問題としてどうなんだと、その辺に対する所感をお答えいただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから九つ目に、いろいろな健診をやっているわけですが、特に女性特有のがん検診事業ということで平成21年度からでしたかね、ここ一昨年から、おとしあたりから始まったたしか事業だったと思いますが、政権が変わって今後これに対する補助、あるいは国の負担分ですね、こういうものがどういうふうにか変化する可能性があるのかどうかですね。その辺の情報についてどのように入手をされているのかですね、来年度以降、国庫の補助金あるいは負担金などが削減された場合、この事業はどうなっていくんだろうかということを懸念をしておりますので、もしそういう情報があればその辺についてお知らせをいただきたいということであります。

それから、九つ目ですね。九つ目は学校の関係ですが、10個目ですね。間違いました。10個目です。10個目ですが、小学校の普通交付税の基準財政需要額について平成21年3月に総括質疑の中で聞いておりまして1億2,900万円ほどの基準財政需要額だと、こういうご答弁をいただいておりますので、決算額で見ますと小学校費の決算額は8,378万円余りと、こういうことで基準財政需要額の64.9%とこういう形になってございます。非常に、基準財政需要額

に比較すると学校の予算というのが約35%削減されているといえは削減されている。こういう見方も可能かな、こんなふうに思います。当然中学校も同じような状況になっているものと思うわけでありますが、それにしてもさらに不用額でその1割以上、決算額に対して14%ですね、予算に対しては11.7%の不用額を出しているということで、本当に教育に対して予算をつけてくれているんだらうかと、こういう思いをせざるを得ないなというような気がするんですね。基準財政需要額ですから学校の数だとか児童生徒の数だとかいろいろなケースがあって、そういう中で算出をされているんだらうと思いますが、これは必要な経費だよということで算出をされたものというふうに見れば、この程度しか松島町では教育に力を入れていないんだよという一つの指標にもなりかねないのかなという気がするんですが、こういう学校予算のあり方というものについてどのように考えておられるかということと同時に、こういうことによって、父母負担の強化というものは本当にされてないのかという問題もあるかと思います。これも毎年度お聞きをしているわけでありますが、各小中学校の学校校納金、どれぐらい皆さん毎年度納めているのか学年ごと前にも出していただきましたので、これも同じような資料を提出いただければというふうに思っております。ぜひ来年度はもう少し小学校の予算をふやしていただくことも考えていただきたいと思うのでありますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、学校関係で前にアレルギー対策ということで質問をさせていただきました。その際に、本当に私もびっくりしたんでありますが、アレルギーの疾患症状を持っている子供さんの数というのは非常に多いと改めて質問を通して感じさせられました。この現在、アレルギー対策というものはどのようにとられているんだらうか。具体的に学校の中でどういう対策がとられているのかということ、もう一度お聞きをしたいというふうに思います。それから、特に重症のケースと考えられるアナフィラキシーの症状、こういうものが出そうな子供などについても把握をしておられれば、どの程度人数が、そういうお子さんがいらっしゃるのか、その辺についてもお聞かせをいただければということでございます。これにつきましても症状ごとの資料などがあれば、今現在どうなのかという資料があれば提出をお願いしたいというふうに思っております。

11点目ですが、これは一般質問で質問している中身です。特別養護老人ホーム、これは少なくとも今の介護保険計画の期間の中で計画は無理だよと、こういう答弁はいただいているわけですが、本当に平成21年度時点で町内の実申し込み人数、多分79人ぐらいだろう、このような

答弁でした。ことしも同じような質問して聞いておりまして、ことしはさらにそれにプラス9人でしたかね、10人でしたか、やはり毎年こういう待機者というのは実人数でもふえているということがわかってきているわけです。介護保険計画の中で実現できないというのは、確かに財政上の問題も含めて考えるとなかなか大変だなということはあるかとは思いますが、やはり住民の皆さんの要望にきちんとかたえていくという意味で、特に社会保障、私は福祉なんだけれど社会保障だと思うんですね、これも含めてね。そういう観点で考えれば当然そういう対策を講じていくべきだと思うんですが、もう一度来年度以降の対策についてどのように考えているのかということをお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上、11問ぐらい、大きくいって11問ぐらい、こういうことになるわけですが、質問の中でも今お話をさせていただきましたが、資料の提出ですね。幾つかお願いしたい点がございしますので、よろしくお願ひしたいと思います。一つは、非常に臨時職員が多くなっているということで非正規の職員の配置状況ですね。これが平成21年度どうだったのか。配置された課、班、それから期間、それぞれの時給、それから採用されている方の年齢、こういう資料一つ出していただきたい。特に保育所には正職員と臨時職員、1日保育士、半日保育士を含めたその内容ですね。できれば、それ年齢も含めてですね、で保育所については出していただきたい。特に保育所では半日1日での臨時職員がどこにどういう時間帯ではまっているのか、私は実際よくわからないので、そういう仕事の時間帯、どこに實際上組み込まれて仕事をなさっているのか、そういうことがわかる資料も出していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つは先ほどお話ししましたように保育所の運営費の内訳ですね。保育所の経費の中にはことしは1億8,661万円ということの保育所運営経費になっているわけですが、その中で収入が特別延長保育の負担金、保育所職員の給食費の負担金それから保育料と、こういうものが収入としてあるわけですが、残った分1億4,200万円余りのお金は町とそれから一般財源とこういう形なるかと思っておりますので、その中身を理解しやすいようにぜひつくっていただければということで、そうした資料もお願いをしたいというふうに思っております。これは先ほども言いましたけれどもできれば平成15年ごろからの、比較が、比較対照できるような内容をつくっていただければ大変助かるなと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それからもう一つは学校関係での校納金の資料、それからアレルギーの症状別ごとの児童数

等についてお願いをしたいということでございます。

それからもう一つ、国保関係で質問しようと思ったんですが、これは資料だけにしておきます。資格証、短期証の発行状況ですね。これもできれば5年ぐらい、どういうふうに変化したのかという内容のものを一つ提出をお願いしたいということと、国保加入者の所得階層ごとの世帯数ですね。所得階層ごとの世帯数ともう一つ滞納世帯の所得階層ごとの滞納世帯数。こういう資料をぜひ出していただければというふうに思いますので、議長、この資料の面についてはよろしく取り計らい、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今、今野議員から申されました資料提出につきましては、所管の審査等で提出方よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 税収に関して町の財政、一体どうなっていくのかという心配だということです。ある意味では私も大変心配でございます。ですから、それを解決するために町民に来ていただく、そして企業の誘致を図っていく、そのためには町の魅力を上げていく、そして町のインフラ整備をしていくという、これまでの流れがそこで出てくるわけです。大きなところでは人口それから、まあ人口ですね、定住人口どうやって増加していくのかというあたりが根本命題だなというふうに思っておりますので、そうすることで税収も含めて収支のバランスがとれるようになるんじゃないか。もしか、そこでとれなければやはり入るのが限られていけば出るのを少なくするかという作戦があるだけでございます。

これまでも単年度収支でもって赤く赤くということはあるとは思いますが、何せ自治体の財政、松島町といえども自治体の財政は相当複雑なものでございましてね、我が家の家計であつたりPTAであつたりの家計とは随分違ったものがありまして、相当にブラックボックス的なところがある。それから、その年その年の例えば国からの交付税とかそういったものがありようなんかについても国の都合でどんどんぼんぼん変わっていくと、そういうところが結構額としてはきいてくるというようなところがありますので、やはり一概には言えない。財政規模がうんと大きいところであれば、10年間の財政収支についても見通しとかというのもあるんですよ。松島町は出ないのかっていったらやはりちょっと国の金がかかなり大きくて、それとあと実際の事業のやつに対して頭金というのが小さい、比較的小さいのでなかなか出しづらいというのがわかりました。というわけで、この何年間、3年、4年の中でですね、結果と

してこういう結果が出ていると、つまりあのある程度事業も進められた、そして貯金の方もふえるようなのではないかというふうなのも見えてる中で、まずこういう形でもって、こういう考え方でって財政運営をしていけば大きな破綻はないのではないかというふうには感じているところです。ただ、必要なところ、例えば先ほど企業誘致なり町の活性化のために投資をする部分はあってもいいんじゃないかというふうな話が、考え方が議会にあるのも存じております。私も局面ではそういうことも必要なのかなと思ってございますので、その辺はある程度バランスをとりながら見計りながら、場合によってはぼんちと行くこともあるのかなというふうに思っております。

以上が財政についての考え方でございます。その他につきましては担当の方から、副町長以下から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） それでは、私の方から２点目の臨時職員に対する待遇の改善点、これについては今野議員から再三質問なりそれから要望もございました。それで、これは平成21年10月の臨時職員採用調整会議で検討いたしまして、平成22年度から有資格の必要な人材確保の難しい、例えば保育士、それから小中学校での特別支援教育の補助員に対しましては旅費を支給しております。平成22年度から。内容につきましては片道通勤距離が５キロから10キロ以上ですか。月額3,150円、それから半日保育士といたしまして、１名ございまして、これにつきましては3,150円、それから幼稚園補助員としてこれも3,150円支給しております。以上でございます。

あと、２月27日南米チリ地震の今後の対応についてということでございますけれども、これに関しまして、その後庁内の担当者会議で担当で協議を重ねました。その中で出ましたのが、観光地なものですから観光協会やホテル等の防災無線が通じなかったとか、それから観光客の誘導とか、それから避難所の開設等について迅速に連絡をとってやるべきだという庁内での意見がまず出ました。それに伴いまして、７月25日行ったんですけれども、宮城県沖地震を想定いたしまして防災訓練ですか、自衛隊さん、それから消防署それから各行政区長、それから消防団も含めまして防災訓練を実施しております。今後の訓練といたしまして３年間実施されました図上訓練、これを生かしまして今後は観光地であります、本町は観光地でありますので、通常の命を守ることが優先順位とされますので、避難誘導、それから避難所の開設、そういうことを踏まえてこれからもやっていきたいと思っております。

それから、本町のエコ対策でございますけれども、これについては庁舎内で論議や協議をいたしまして、まず昼間の電灯の消灯ですか、これを実施しております、あとコピー用紙とかそれから記録紙ですね、これを保管しましてその裏刷りとかを活用しております。それから庁舎の、再生紙ですか。あと、直接東部に正月とか年2回に搬入しておったんですけれども、庁舎内の書類とか、そうしますと搬入費用もかかります。そういう面で一関ですか、ここに年2回ほどお願いしまして行政財産の文書とか処理してもらってできますので、年2回そちらの方に搬入しております。

私からは以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 私の方からは県の地方税滞納整理機構、この町から県の方の基準というお話がありました。この基準につきましては今言った運営要綱というのがあります。その中で基本的には宮城県と市町村、松島町ですね、松島町で協議をして決めるというのがまず一番最初にあります。その内容はということになります。そうしますと、一つは原則として滞納繰り越し分でそれあるということ。それから松島町だけでなく松島町というのは広域、他の隣接市町村とまたがるような案件、こういう物件、あるいは対象の当事者が町外の方に住んでいる方とか、市町村単独ではちょっと困難だなと判断されるようなところ。それからもう一つは、じゃあ額はどれでも1万円でも10万円でもいいかという話になりますので、50万円以上の案件というようなことを基準といたしまして宮城県と松島町協議して決めるというふうになっております。

それから、先ほど出た不当利得の話ですね。31万円、どういうふう金かというお話だったんですけれども、案件といたしましては町で差し押さえをし、物件、土地ですけれども、最終的には公売をして滞納分を全部完納していただいた、これにつきましては登記簿上の所有者、法人に基づいてやったわけですが、それについて訴状が届いてきたということで、この案件について町の顧問弁護士と相談し、この辺訴状来たことによりまして弁護士にお願いをしました。そのときの着手金が21万円、場所は千葉地方ということで千葉地方裁判木更津支部ということですので、その日の旅費ですね。ということで10万円、日当もあるんですけれども、を合わせて計上して31万円ということです。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、私から福祉タクシーについての利用拡大ということなんですけれども、ご指摘のとおり福祉調べの人数に対応して利用者が少ないんじゃないかということのご指摘なんですけれども、ことしの6月一般質問でも今野議員さんの方から出されてまして、確かに障害者についてはタクシーの利用券ということでガソリン券を選択することができないということで、選択できるのは療育手帳の方だけなんですということで、この辺についても今後検討していきますということでしておりますので、さらに検討させていただきます。

それから、3級までの下肢についての拡大ということなんですけれども、これにつきましてもあわせて検討させていただきたいと思います。

それから、高齢者の安否確認でございますけれども、以前は友愛訪問というような形で先ほどお話があったとおりヤクルトを持って安否確認というような事業をしていたところでございますけれども、今現在はやっていない状況でありますけれども、今でも何らかの支援の見守りが必要な方には地域包括センター職員が回っているというような状況でございます。それから、あわせまして松島町の社会福祉協議会の事業であります高齢者の食事会ということで、そういう形で安否の確認、それからお晩ディッシュというような形で安否の確認はしている状況でございます。

それから、女性特有のがん対策でございますけれども、これにつきましては平成21年度につきましては子宮がんについて100名の方、それから乳がんについては145名の方が実施しております。さらに、じゃあ平成23年度はどのようになるのかということなんですけれども、これにつきましては今持っている情報では平成23年度においても平成22年度同様の補助が対応をされるということを聞き及んでおります。

それから、保育所の運営費等につきましては資料でということでよろしく願いいたします。

それから、介護保険事業という関係で待機者解消のための特別養護建設というような形でお話があったわけなんですけれども、ここの塩釜地区、広域というような形でありますけれども、今現在2市3町どうのこうのというわけでないんですけれども、管内にあります社会福祉法人の方で利府町の方に平成23年度に建設予定というような話を伺っております。これにつきましてはベッド数が100床ぐらいの予定ということになります。そうした中で、広域の中で管内に建設されるものですから、若干の松島町の待機者も図られるのかと思っております。

私の方からは以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 中村選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村 寛君） 選挙時間の繰り上げについてでございます。公職選挙法第40条によりまして、投票所は午前7時に開き午後8時に閉じるとなっております。ただし、市町村選挙管理委員会は選挙人の投票の便宜のため必要があると認める特別の事情があると認める場合は繰り上げすることができるとなっております。県内の状況を見ますと、繰り上げをしているところは少ない状況でございます。繰り上げ、例えば繰り上げをしているところは一部離島それから山村ですね。そういった特別な事情がある場合実施しております。それから、繰り上げしたことによってよかった点といたしますか、それは早く投票の結果がわかるということでございます。悪い点というか、そのことをした、繰り上げしたことによって有権者の権利を奪うということでございます。本町の場合、大体7時から8時までの夜7時から8時までの期間600人ほど投票しておりますので、有権者の権利を奪うということになってしまう。

一例を挙げますと、平成21年3月20日投票の加美町の議会議員の投票行われましたが、繰り上げにつきまして伺ったところ、選挙人から投票する権利を奪うのかという苦情が多かったということでございます。そして、県内の選挙管理委員会におきましても繰り上げしたことによりまして苦情が多かったので、従来の投票時間8時に戻している状況でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 2点いただきました。校納金につきましては、ちょうど資料として提出させていただきます。記憶が正しければ平成19年の9月の委員会審議のときから今野議員には教育予算頑張ってとれよというふうに言われておりましたので、平成23年度頑張りたいと思います。

それから、もう1点アレルギー関連ですけれども、まずアナフィラキシーでございますけれども、抗原抗体反応でかなり激しい反応をして死に至るといふかなり大きなアレルギーということで位置づけされているわけでございますが、こちらにつきましては現在のところ幼小中にはないと、幼稚園、小学校、中学校にはないということですが、改めて注視していきたいというふうに思っております。

それから、そのほかのアレルギーですが、小学校でアトピーが1.61%、それからアレルギー性結膜炎で3.9%と、中学校でアトピー性皮膚炎で1.1%、それからアレルギー性結膜炎で6人ということでございますが、改めてこちらも資料でということでございますので、ほかのアレ

ルギーもう一度洗い直しして資料として提出させていただきます。

以上です。

○議長（櫻井公一君）　ここで休憩をとるか質疑をしてから休憩をとるか悩んでいます、じゃ、今野議員の質疑を受けて休憩をとりたいと思います。1問1答をお願いします。

○16番（今野　章君）　町長の方から答弁をもっといただきたいのも幾つかあったんですが、税収にかかわって町の財政の関係ですね。この話をさせていただいたのですが、来年の、来年度に向けて今第3次基本計画を策定中、こういう状況なんですね。これはインフラ整備、人口増加対策、定住対策というようなことも含めてそうしますと、きちんとした練られ方になっているのかどうかですね。その実現性も含めて今、半年ぐらいで計画策定終わるわけですから、そういう中身が盛り込まれた内容としてきちんと議論をされているのかというところだけお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、2点目ですが。

○議長（櫻井公一君）　1問1答でいきますので。じゃあここで休憩をとりたいと思います。

再開を3時40分といたします。

午後3時25分　休　憩

午後3時40分　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開いたします。

今野議員の質疑に対する答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　今進めている総合計画第3次基本計画をつくることによって、財政的な手当てとといいますか、そういったものが出てくるのかというご質問だと思いますが、今のところ第2次計画があって今第3次計画策定しているんですけども、その中で大きな箱物というかコストのかかるようなものについては考えていません、基本的には。これから話がまだ煮詰まる部分もありまして今中間段階ですので、そういう中間段階の状況を見ていますと、お金をかけてこれをやった方がいい、あれをやった方がいいというふうな話はその委員の方からは出ていないので、基本的にはこれまでであるお金のかかりについては、大きくかかるものですね、例えば中央公民館の話とかですね、そういったものはありますが、この第3次で大きく出るものは今のところ考えていない。実施計画というのは出させてもらうわけですけども、そういう中で現在ですと大体、将来5年間ぐらいにわたってこれこれということで財政の収入なんか

も含めてがちがちになっていますので、もしか何かやるとすればその後なのかなという感じでおります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 余り長くなくやった方がいいようなので手短にお話ししますが、いわばこれから3次計画を来年度からスタートさせるわけですが、今までは何度もお話にありましたように定住対策をやらなくちゃいけないんじゃないか、人口対策をやらなくちゃいけないんじゃないかといろんなことが言われていて、それに対して町長はやはり住宅の張りつけの問題であるとかそういうお話をされている、実際の問題としてね。そういったものがこれからスタートする時点でまるきり入らないということになるとまた先送りをされると、こういうことになってくるんだと思うんですよ。いずれにしてもインフラ整備、人口定住対策でもってそういう財政的なものも補完していくんだと、こういうお話なわけですから、そういうものがこれから5年間の中に入ってくないと、ううん、実施計画でがちがちだからなというだけでは済まされないことにやはりなっていくのかなという私は気がするんですね。そういう意味ではやはり、これは町長は町長になった時点で私は総合計画そのものを見直すべきだったんじゃないかと思っているんですが、やはり早い時点で問題しっかりと見直して町長のカラーがしっかり出せる施策、打ち出すと、こういうことが本来必要だったんじゃないかなという気がしてならないんですね。

今のお話ですと、なかなかこれでは進まないなという、やはり印象にならざるを得ないかな。やはり町長、影が薄いよと、こういうことに私になってしまうんじゃないかなと思って非常に残念だなという気がするんですが、きょうあたりの議論聞いてもいろいろと皆さんから提案がありましたし、そういうものぜひご検討いただいて、本当に松島町が前に向かって進めるような条件、3次計画の中でもう少し練って考えていただきたい。これは要望にしておきたいというふうに思います。

それから、職員の処遇改善ですね。特に資格を有するものについては交通費等が支給されたと、こういうことでこれは一つの前進ということで大変よかったなというふうに思っております。同時にまだまだ不足分もあると思います。これも財源の問題絡めていろいろあるというふうに私も思っておりますが、特に聞きますところによりますと、町営バスの運転手の皆さんだとか、やはり運転している、私うわさというか直接余り聞いていない部分もあるんですが、運転している時間だけなんですと、こういうお話も聞くんです。ですから、実際上は待合時間と

いうのがあるわけですね。運転手の方々も。これもある意味で拘束をされている時間。こういうことになるわけで、丸々1,000円なら1,000円の時間を保証するということではなくても、拘束分ということでの例えば費用とかこういうものなども、当然私は見られていくべき内容に本来なるのではないのかなという感じがしてお話を聞きました。ぜひこの点について、来年度以降に向かってご検討をお願いをしておきたいと思います、これも。

それから、津波に関連しまして防災対策ということでお話をさせていただきました。避難誘導避難場所の設置開設などの問題があったということでございました。これ、そのほかにもいろいろ議論されて問題点が浮かび上がっているのではないのかなというふうに、今答弁聞いて思いました。ですので、庁内の議論でも構いませんので問題点ですね、浮き上がった問題点整理していただいて、これも資料でできれば配付していただけないでしょうか。私なんかは例えば、防災無線がなかなか聞こえない問題とかございましたし、それからさっきも言いましたけれども避難誘導とのかかわりとか避難指示出したにもかかわらず、避難した人がほとんどいないとか、こういう問題がなぜ起きたのかという問題だってあるわけですから、そういうことやなんかも含めてそういうまとまったものとして、もしあればそういう資料出していただければということで、これ改めて議長よろしくお願ひしたいと思います。

3点目、エコの関係ですが、これは特別CO₂排出の取り組みを特段の計画を持ってやっているということではないんだろうなという答弁聞いて思いました。やはり世界的にもCO₂排出抑制問題は大きい課題になってきております。本町においてもCO₂排出抑制という問題をどうとらえるか。これを真剣に考える時期に来ているのではないかというような気がします。そういう意味で排出抑制の本町なりの目標計画、こういうものの作成をして取り組んでいくという姿勢も求められてくるのではないかな。そうすることによって、ごみの分別収集のあり方、リサイクルの方法の問題、こういうものも変わってくるでしょうし、ことしの夏は暑かったから冷房つけるかつけないかも含めていろいろ問題出てくるとは思いますけれども、そういう目標計画を明確にしていく取り組みというのが必要になっているのではないかと思います。その辺について町長の考え方、ここはひとつお伺いをしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほど、総務課長答弁した際にちょっと漏れてた点でございましてけれども、実は議員ご指摘のとおり目標、そういう計画立てるべきじゃないかというご指摘でござ

いました。本町におきまして4月下旬に町内の地球温暖化対策実行計画策定ということで本部会議を立ち上げまして、その計画について現在資料を取りまとめ中でございました。その計画の中で先ほど総務課長申し上げました、そういうミスコピーの裏面活用とか両面コピーの徹底であるとか、あるいは再生紙の導入とかそういったものも入れ込んだり、あるいは昼休みの消灯であるとか通常、これは県の方では数年前から取り組んでおりますけれども、松島町役場内ではその取り組み若干遅いということを私も認識しておりましたので、こういった実行計画つくるということで努めているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。ぜひいい計画策定していただくようお願いをしたいというふうに思います。同時にそのことが松島町のごみ問題の減量化などにも影響するような形でぜひ考えていただければというふうに思います。

続きまして、税金の、税の関係であります。いろいろご説明いただきました。運用の要綱などがあって50万円以上のものを県の滞納整理機構の方に回しているんだということなんですが、それでは本町の特別滞納整理室が行っている内容と宮城県が行っている内容の違いはどこにあるのかですね。先ほどお話ありましたけれども、宮城県内でも一番じゃないかと、こういうふうなお話もされておられました。本当に私も松島町はよくやっている方なんではないかなと。執行停止もかけて一生懸命滞納整理をやっていると、こういうふうに思っているわけですが、県の滞納整理機構にわざわざ委託していく必要性が本当にあったのかと。多賀城市なんかはこの機構に参加をしていないというようなこともありますので、どうだったのか、そんな気がするんですが、その辺どのように考えておられるかですね。

それから結局差し押さえして公売にかける。結局平成21年度はどのくらい公売で徴収、収納できたのか。もしその辺までわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁求めます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今お話があったように今松島町の滞納整理専門機構の分と合致する部分があるんじゃないかということでもあります。ということで、松島町、実務として宮城県はその松島町の物件について松島庁舎内で協議实际します。その中で、先ほど言いましたけれども、なりますけれども、平成21年度であれば15件というのがそこで出てきて県の方にお願いする物件として15件。その中には町の分と合致する分もありますけれども、先ほど言ったような広域的なものとか、そういうものに限定されたものでやっております。そうした中で平成21年

度の実績どうだったんだということで、これはちょっと聞くと平成21年度については15件がマキシマムというんですか、上限件数みたいなのところありまして、ただ、この15件というのは15名と言った方がいいかと思います。案件によっては1人で二つ。例えば町県民税と固定資産税、例えばあるというふうな見方でいきますので、15名、延べ件数でいきますと33件、町県民、固定、軽自動車、国保なんか絡みまして33件、延べ件数になります。そういう形で平成21年度は実施したということです。その中でそのうち、結果として決算としてどうだったかというと、これは延べ件数でお話ししますと33のうち14件であります。これは預金差し押さえ、あとは公売という関係で14件ほどなっております。金額としては405万円程度になっておりますが、平成21年度の実績としては以上のような結果であります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりましたけれども、町の特別滞納整理室でも十分可能なんでしょう、結局。宮城県の滞納整理室までお願いしなくたって松島町の滞納整理室で十分対応可能なんだろうということなんですよ、私が言いたいのは。それをわざわざ県と一緒にやらなくてもいいのではないかと。それだけの能力を持っているのであれば独自にやって一向に構わないという気がするんですが、その辺どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 本町のそういう取り組み、非常に先進的でございます。インターネット公売とかは積極的にもうやっております。そういった中でやはり町だけで対応困難な案件というのは出てきます。そういった件に絞り込んで県と協議した上で県の滞納整理機構にお願いしているというのもございますので、そういったことで納付に至る事例もございます。実際に県の方をお願いしたら納付に至ったという事例もございますので、そういった意味では非常に効果があるというふうに考えています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 県の方にやるというのほとんど差し押さえ通知、督促まず行くよと、督促してから始まるんですか、県の方にやっても、最初から差し押さえでいくんですか。どうなんですか。具体的には。

○議長（櫻井公一君） 答弁。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 県の最初は督促からスタートしていくと、最終的に先ほど言った公

売とか差し押さえとかそういう形になります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 結局、督促行ったと。答えしなければすぐ差し押さえのはがきなり何なりが来ると。そういうことになるでしょう。そういうことで、言いたいのは要するに宮城県の滞納整理機構というのは住民から距離があるわけですよ。そうすると松島町の滞納整理室であれば住民の暮らしの状況をよくつかんで対応も可能なんだけれど、遠いものですから状況がよくわからない中で差し押さえ、公売という手続にどんどん進んでいくと、こういう状況があるんじゃないかということを懸念をしているわけなんですね。そういう意味でいくと滞納整理機構にお願いしなくても十分に能力がある本町であれば、やはりしっかりと自分の目で見えるところで、住民の暮らしが見える状態で徴収義務をやっていくということが私は大事なのではないかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。そういう形でやはり町民の暮らしを立て直させ、立て直す、このことがまず基本にあって働いてもらって納税をしてもらうというこの関係になっていかないとだめなんじゃないかなというふうに私は思うので、暮らしが見える形で徴税に当たるということが大事だと思うので、その辺についてのお答えをもう一度お願いをしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 税を滞納していた基本的にその方の納めていただけない、そういう状況でございまして、県にそういった重要案件で町でできないような案件を県に出すわけでその時点で県の方で、結局余り顔も見えない県がやっているから実態がわからないんじゃないかというご指摘ではございますが、逆にそれだからこそケース・バイ・ケースではありますけれども、徴収に強く出られるというメリットはあると思うんです。その辺はやはり税の公平性という問題がありますから、議員ご指摘の点はやはりそういう事情がある方もいるんじゃないかというご指摘だったわけでございますけれども、そういった事情のある方は町の方で担当すべき部分かもしれませんし、本来納めるべき資産がありながら納めていないという、そういう状況、そういうのであれば逆に県の方から取り立てをするという方が効果が上がるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 税金の関係は町の方ではそういうケースもあったのかなというふうにお聞きしているところもあるんですね。

あと、もう一つは先ほど預金の差し押さえとかありましたけれども、直接会社にそういう話が行って会社をやめざるを得なくなるというような状況に追い込まれると、こういうケースもあるというようなこともあるようですよね。私も町内の方にそういうお話をされたことがある。何で会社までそんな話をするんだと。そういう意味ではやはり徴収のあり方、これ十分に気をつけて生活ができる状態の中できちんと徴収をするという、この考え方をきちんとしないとまずいのではないかというふうに思いますので、そういうお話だけではなかなか平行線になる部分だと思いますので、させていただきたいというふうに思います。

それから、選挙の関係ですが、わかりました。いろいろ考え方はあるんだろうと思いますが、これはそうすると選挙管理委員会の中できちんと議論をされたと、そういう中でそういう結論に至ったのかということだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中村選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村 寛君） 確認しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それから、福祉タクシーはこれから検討するということなのでぜひ検討よろしくをお願いをしたいと思います。

それから高齢者の安否ですね、これは地域包括支援センターで対応を大体ね、するということなんですが、570ですね、ひとり暮らしでも570、2人、3人の高齢者世帯をまぜると1,100を超える世帯があるんですが、こういう高齢者世帯に地域包括支援センターで回り切れませんよね、当然、これはね。どういうところに地域包括支援センターは手を差し伸べているのか。どういう問題が、私はあるんじゃないかと。本当に地域包括支援センターが地域の包括的な支援をできるような体制になっているのかという問題があるんじゃないかと思うんです。その辺だけ、まずどういう状態なのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 具体的に、こういう理由とかというわけではないんですけれども、ひとり暮らしの老人の方によってはいろんなケースがあると思いますけれども、そういう形で本当に見守りが必要だということで判断して包括支援センターの方で職員が守る、見守りをするということでございます。ですから、こういう場合が見守るんだということでなく地域包括支援センターの職員も専門的な職員なものですから、そういう判断で見守りをしているということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 少ない人数でやっておられるのでなかなか大変だと思うんですね。だから、要は個別に高齢者の情報がそこに集まるのかどうかということですね。そういう体制ができ上がっているのかどうか。そこのところがないと、いろいろまた問題が別なところで発生してきたり、私はするんじゃないかなという気がするんですが、集まるシステムになっているのかどうか。という問題はあるというふうに思っていますし、何といたっても人的なマンパワーが不足しているのではないかということだけはこれちょっと、きょうもう総括だから、これ以上しません。指摘をしておきたいというふうに思います。

それから、保育所運営費は資料を出していただきたいと思います。

それから、小学校費ですね。基準財政需要額の算入のお話をさせていただいて、課長は予算獲得にぜひ頑張りたいと、こういう姿勢を示されたわけですが、その予算を出す方の町長はこの問題をどのように受けとめておられるのかですね。ぜひ、町長の方から教育予算ね、やはりこれからの人を育てるための予算ですから、その辺についてどのように考えておられるかということだけお伺いしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 教育関係の予算が少ないのではないのかということで、基準財政需要額をもとにしてご質問なさっているわけですが、それはそれとしてさまざま例えば校庭の整備とかパソコン整備、電子黒板の対応とか、こういったものはやっておりますので、全体の財政の中で教育が不当に低い予算でやっているということはないというふうには思いますが、なお教育関係についてはですね、やはり子供たち、これからの将来の日本をしょって立つ子供たちなので、気持ちとしてしっかりサポートできるような予算にできればいいなというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 一言ね。いずれ、平成21年度で組んだ予算、さらに1,000万円以上の不用額も出すと、こういう形で節約を求めているわけですね、結局ね、多分。そういう格好になっているんだというふうに私は思います。いや、使わなくていいものを使うことはないとは思いますが、やはり必要なものをきちんとそろえると、そういう姿勢を町長部局でしっかりと明確にしながら教育委員会はそのことを最優先にやっていくと、そういう姿勢をぜひ貫いてい

ただきたいということを要望して私の質問を終わりということにさせていただきます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員の総括質疑が終わりました。

ここで皆様にちょっとお諮りしたいと思います。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そういうことでよろしく願いを申し上げます。

他に質疑を受けます。1番緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 1番緑山でございます。初めてここに立たせていただきました。大橋町長誕生されて3年半になります。大橋町長誕生に当たりまして私も少々のお手伝いをさせていただいた一人でありまして、ここで面と向かってお話をさせていただくということはいきえにしを感じるものであります。

平成21年度の施政方針についての達成度についてご質問をさせていただきます。町長、施政方針の中でこのように述べておられます。行政と住民が知恵を出し合い、実践と検証を繰り返しながら地域の特性を生かした独自のまちづくりを進めると、このように述べておられますが、これについてお聞きしたいと思います。

一つは、行政と住民が知恵を出し合いということなんですけれども、従来と比較して平成21年度はどのような知恵が生まれたというふうに把握されておられるのか。

二つ目、実践。どのような実践を平成21年度にはすることができたのか。

三つ目。検証を繰り返しながらということですが、実践の検証の結果、平成21年度としてはどういうことであったのか。

四つ目。地域の特性を生かした独自のまちづくりということなんです、従来と比べて平成21年度はどのような特性が生かされ、またどのような独自性を生むことができたのかということをお聞きしたいと思います。

審査、決算の審査意見書には、町長の施政方針に盛り込まれた計画は大部分が年度内に実施されており、おおむね目標が達成されたと認められるというふうに審査のご意見でありましたが、このように理解、大変恐縮ですが、理解できるものなのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 緑山議員おっしゃっている部分、フレーズ、言葉については総論的なところということでございまして、これは平成21年度に限らず、そういった心構え、そういった行政手法でいろんな事業について取り組んでいくということでございます。一つ、例を挙げるとすれば、景観の行政でございますけれども、景観行政団体にあつて、各地区ごとにお話をしながら地区の宝、そしてその地元の方々の参加を促していくというようなことを平成21年度はしたわけでございますけれども、それを継続して今年度も進め来年度にかけて景観計画というものを出していくこと、それに基づいてよりよい松島町を各地域ごとの特色あるものをつくっていくということでございますね。今は景観の点について例を出して申し上げましたけれども、ものによっていろいろ事業がありますので、各地区偏ったものもありはするわけですが、全体としてそういうふうな考えでやっておりますということでございます。

検証については、その事業自体が例えば、1年であれば1年ごとの検証というのが必要ですし、また多年度にわたるものであれば最終的にはある程度形のついた年度での評価ということになると思います。先ほど、尾口議員からちょっと指摘があったわけですが、検証評価の面でこの評価書にのっかっていないんじゃないかというふうなご指摘がありました。確かにそういった面もありますので、そういった面については次年度以降きっちりと長いにせよ短いにせよ評価していきたいなというふうに思います。もう1回繰り返しますけれども、繰り返しますが、施政方針で述べていることについては行政の全体の姿勢について考え方、やり方を述べたつもりでございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 今の町長からご答弁ありましたけれども、町長の施政方針で観光、防災コミュニティと3本柱言われているわけですが、防災に関しては私は県内でも進んでいるのかなと把握をしております。ただ、先ほど来同僚議員からいろいろご質問ありましたけれども、コミュニティ、観光に関してはまだまだやるべきことがあるのではないかなというふうに思っております。冒頭で申し上げましたけれども、大橋町長誕生するに当たって多くの町民から要望を担って誕生したわけでありまして、能力、識見、経歴、申し分がないと、優秀できっといい町長さんになってくれるだろうと、私もそう思っておりまして、ハンサムでもありますし、町民の人气が高いと私は今でも大橋さんを尊敬し敬愛をしているわけでありまして、ただ、私は昨年12月からこういう立場になったんですが、それまで一住民でありまして、住民目線で言わせていただくと、車で例えれば、ポンコツ車ではないそれなりの走行能

力がある車であるにもかかわらず超のろのろ運転でなかなか走りがよくない。車体も悪くないはず、エンジンも悪くないはず、ミッションも悪くないはず、タイヤもいびつでないはず、何で走りが悪いんだろうかと、走りが悪いとおっしゃっている方が多い。各 부품のバランスが悪いのか。それともアクセルの踏み方が悪いのか、それともアクセルを踏んでいるつもりなんだけれども踏み込まれてないのか、それともブレーキを一方でかかっているのか。多くの町民がそういうふうにおっしゃっているのをよく聞きます。同乗の家族がもっと速く走れと、これじゃいつまでたっても目的地に着かないよと。例え話で恐縮なんですけど、そういう評価があるわけで、じゃあ最終的には運転者が悪いのかという話にやはりなるんですけども、町長も大変忙しくて大変だと思うんですけども、町民の多くのそういう評価、3年半の評価に対してお聞きになっているかどうかわかりませんが、少なくとも私はこのような声をたくさん聞いておるわけなんですけど、それについてお聞き及びなのか、またお聞きであるとすればどのような所感をお持ちなのか、大変失礼な質問かもしれませんがお願いします。

○議長（櫻井公一君） 決算内容の質疑だけお願いをしたいということです。主観的なものは入れないで、何か答弁ありますか。大橋町長。

○議長（櫻井公一君） 過分なお褒めいただきましてありがとうございます。

ここの場はどういった実績を残したのかということでございますので、そういった点では資料等ごらんいただきたいというふうに思っております。町長の評価というのは、それは町長個人の評価云々というのは不適切な部分かと思えます。町長が率いている組織としての町がどれだけ機能したのか、どれだけの仕事をしたのかということが大事かというふうに思っております。そういう意味で今回決算書を出させていただいておりますけれども、その中で一体どういうことをやったのかということを見ていただいて評価いただければ十分なのかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 私も評価するつもりなんですけれども、町民から過大な評価を得られる町長になっていただきたいと思って質問を終わります。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員の質疑が終わりました。他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。なお、質疑で資料の提出等求めら

れておりましたけれども、執行者側の方にはよろしくご配慮のほどお願いを申し上げます。

以上で平成21年度各種会計決算に関する総括質疑が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号から議案第66号につきましては議長を除く17人の委員で構成する平成21年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第66号につきましては、議長を除く17人の委員で構成する平成21年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

それでは、直ちに決算審査特別委員会を開くことになるわけですが、特別委員長が専任されるまでの間、委員会条例の規定によりまして、年長者であります尾口慶悦議員にその職務を執行していただきます。よろしくお願いをいたします。

ここで休憩いたします。

午後4時16分 休 憩

午後4時24分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、再開します。

平成21年度決算審査特別委員会の委員長に渋谷秀夫議員、副委員長に阿部幸夫議員が選任されました。

お諮りします。特別委員会による付託事件の審査のため、9月10日から9月20日までの11日間を休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、9月10日から9月20日までの11日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

再開は21日、特別委員会終了後です。

ご苦労さまでございました。

午後4時25分 散 会